

中小企業省力化投資補助事業

省力化製品・製造事業者登録申請の手引き

2024年4月25日版
2024年12月2日改訂

本手引きは省力化製品の登録を行う製造事業者に向けた、登録申請にあたっての注意点や手続きを記載しております。

登録申請にあたっては本手引きとあわせて

本事業の「省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領」をよくご確認の上、申請を行ってください。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

1. 補助事業の概要

- 1. 本事業の概要 [P.4](#)
- 2. 【中小企業省力化投資補助金】事業全体の流れ [P.5](#)
- 3. 製品・製造事業者登録の流れ [P.6](#)

2. 製品・製造事業者の登録

- 1. 製品登録要件 [P.8](#)
- 2. 製造事業者の登録要件 [P.11](#)
- 3. 省力化製品の登録単位について [P.13](#)
- 4. 本事業における省力化製品本体価格について [P.17](#)
- 5. 本事業における導入・設定費用について [P.19](#)
- 6. 製品の置き換えについて [P.22](#)

3. 提出書類

- 1. 提出書類一覧 [P.24](#)
- 2. 提出書類 | 製品に関する書類（工業会提出用） [P.25](#)
- 3. 提出書類 | 製品に関する書類（事務局用） [P.26](#)
- 4. 提出書類 | 製造事業者の書類 [P.27](#)

4. 申請書の記入方法

- 1. ①製品審査申請書（工業会用）入力の仕方 [P.31](#)
- 2. ②製品審査申請書（事務局用）入力の仕方 [P.32](#)
- 3. ③納品実績報告書 入力の仕方 [P.35](#)
- 4. ④省力化製品製造事業者登録申請書 入力の仕方 [P.37](#)
- 5. 省力化製品製造事業者登録申請書 よくある不備例 [P.38](#)

5. カタログ申請方法

- 1. カタログ申請方法 | アカウントとパスワードの設定 [P.44](#)
- 2. カタログ申請方法 | 製造事業者ポータルログイン [P.45](#)
- 3. カタログ申請方法 | 製造事業者ポータルトップページ [P.46](#)
- 4. カタログ申請方法 | 情報登録の仕方 [P.46](#)
- 5. カタログ申請方法 | 製品情報の確認 [P.50](#)
- 6. カタログ申請方法 | 製造事業者情報の確認 [P.50](#)

6. 販売事業者の招待

- 1. 販売事業者の招待について [P.52](#)
- 2. 販売事業者の招待 | 製造事業者ポータルトップページ [P.53](#)
- 3. 販売事業者の招待 | 宣誓・手引き [P.53](#)
- 4. 販売事業者の招待 | 招待の仕方 [P.54](#)
- 5. 販売事業者の招待 | 販売事業者一覧 [P.56](#)
- 6. 販売事業者の招待 | 再招待 [P.57](#)

7. 改訂履歴

- 1. 改訂履歴 [P.59](#)

8. お問い合わせ

- 1. お問い合わせ [P.61](#)

中小企業省力化投資補助事業

補助事業の概要

◆事業の目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。

◆事業名称

中小企業省力化投資補助事業

◆補助対象事業

本事業の対象となる事業は以下とする。

事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等（以下、「省力化製品」という。）を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より導入する事業

◆補助対象者

人手不足に悩む中小企業等

主な要件

- ・中小企業等であること（個人事業主含む）
- ・人手不足の状態にあることが確認できること
- ・本事業の要件に合致する補助事業であること

※省力化製品を導入する場合でも、事業計画等の内容により省力化に資するものではないと事務局が判断した場合には、不採択とする。

※詳細な要件については、公募要領等で確認できます。

※交付申請においては、事務局に事前に登録された

省力化製品販売事業者と共同申請が必要です。

※本手引きにおいて、

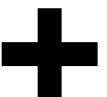
「応募・交付申請」のことを「交付申請」

「採択・交付決定」のことを「交付決定」といいます。

◆補助対象経費

以下のAおよびBの費用を合算したもの

A：省力化製品の本体価格



B：Aに係る導入設置費用

専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）及び前述の機械設備又は工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入または借用に要する経費

省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用

◆補助率および補助上限額

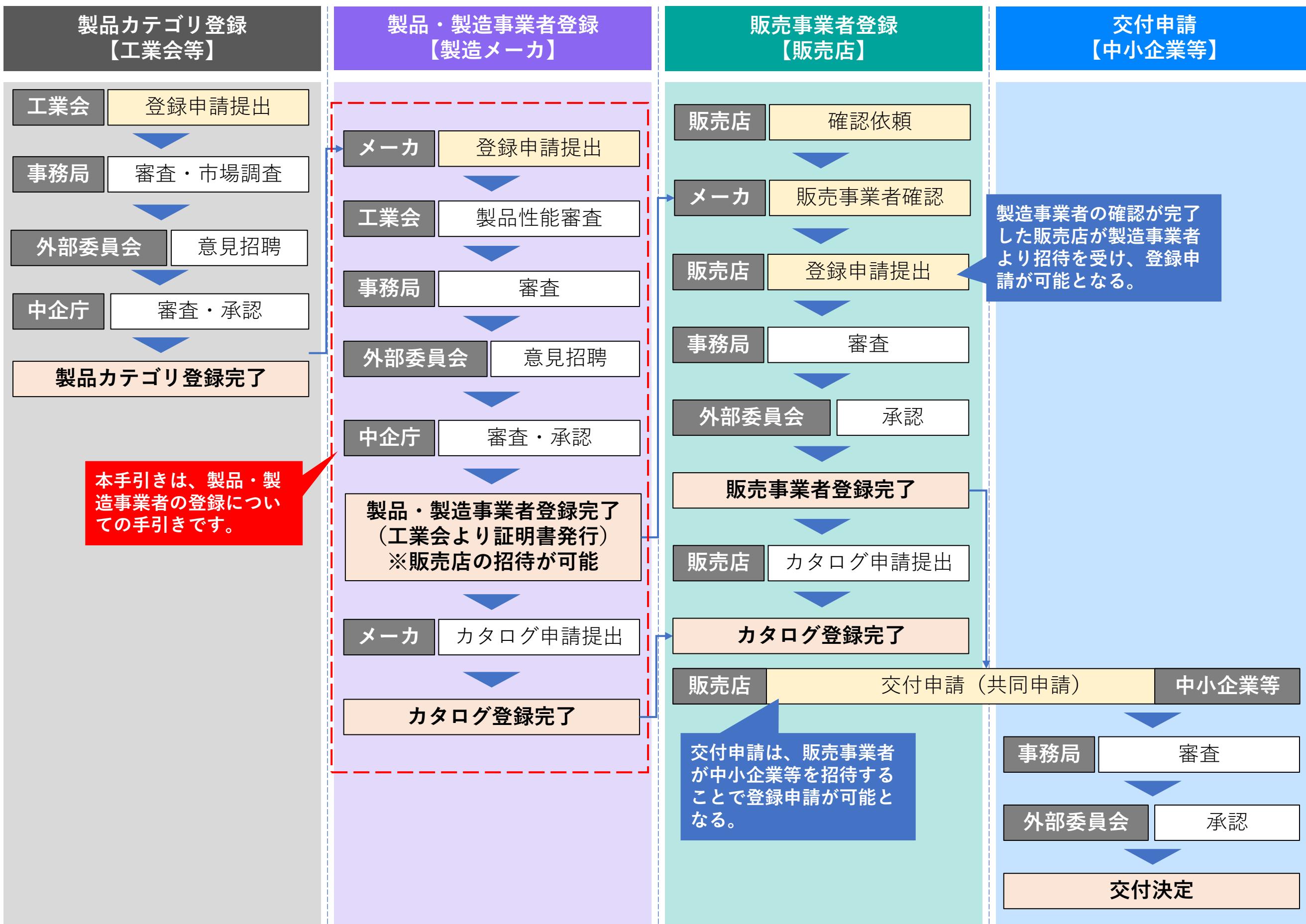
補助率および補助上限額は以下の通り。

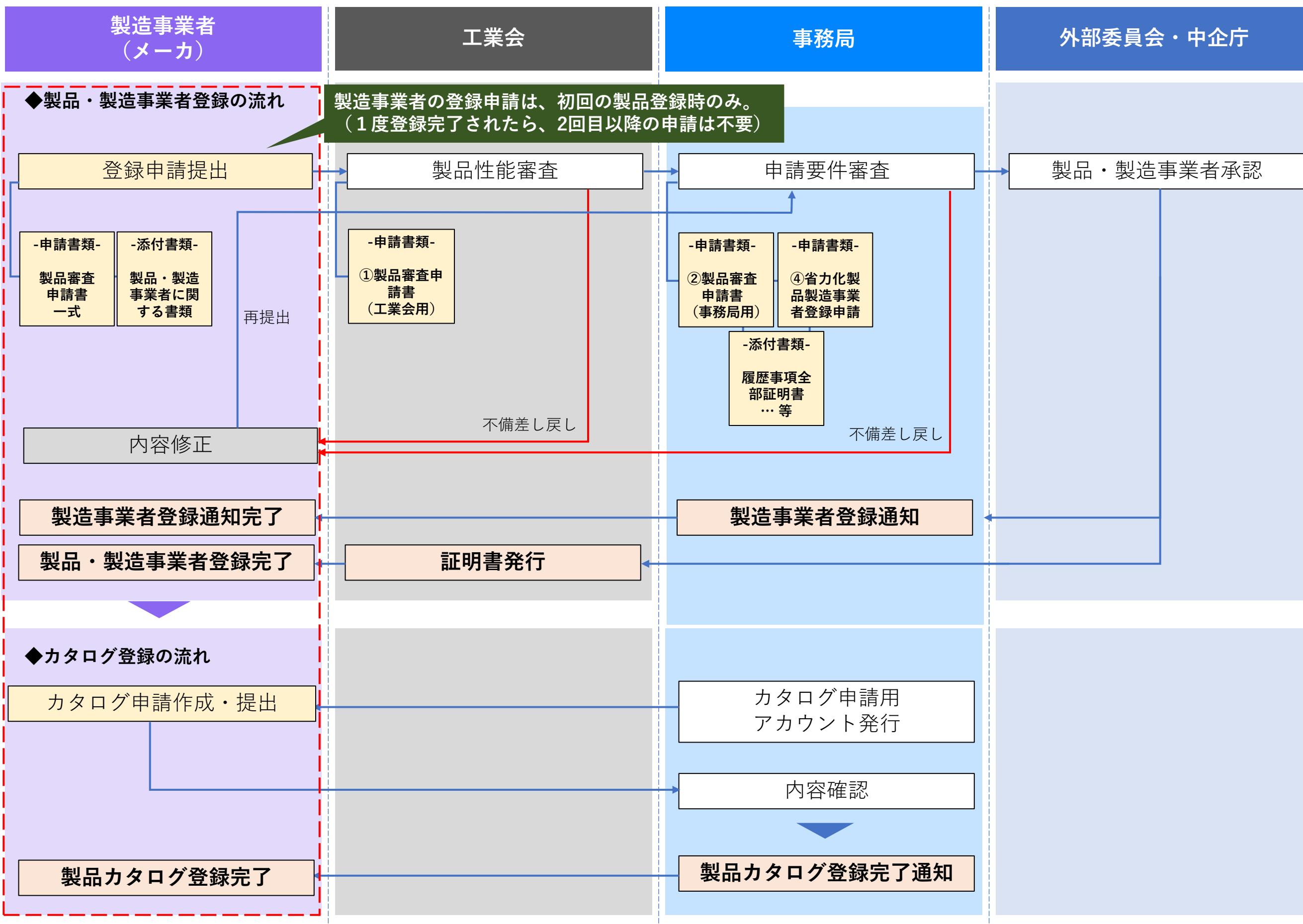
なお、補助上限額について、大幅な賃上げ（＊）を行う場合は、表中括弧内の額に引き上げ。

従業員数	補助率	補助上限額 (大幅な賃上げを行う場合)
5人以下	1／2以下	200万円 (300万円)
6～20人以下		500万円 (750万円)
21人以上		1,000万円 (1,500万円)

* 「大幅な賃上げ」とは、交付申請時と比較して、補助事業終了時に以下の2点を満たしていることをいう。

- ・事業場内最低賃金を45円以上増加させること
- ・給与支給総額を6%以上増加させること





中小企業省力化投資補助事業

製品・製造事業者の登録

(1) 概要事項

- ①定義や概要、業務範囲や業務機能等の仕様、外縁が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。
- ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が想定される中小企業等における対象業種の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程・サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。
- ③申請単位について、原則型番ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみがパッケージとして含まれていること(※)。
当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することでさらなる省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。
※パッケージに含まれる各構成要素を取捨選択して交付申請することは認められず、製品登録された内容通りに全ての構成要素を含めて導入することが補助金交付の要件となるため、中小企業等にとっては必ずしも必要でない構成要素が含まれることの無いように十分な検討を行うこと。
実績報告で提出された請求書等において、登録された構成要素が全て導入されていることを確認できない場合は補助金が交付されない場合がある。
また、現地調査において、登録された構成要素が全て導入されていることを確認できない場合は、交付決定の取消となる場合がある。
※製品登録・交付申請時の納品書等に記載の項目が、パッケージに含まれる各構成要素の品目名と一致していることが要件となる。また、パッケージに含まれる全構成要素に対して財産処分の制限が及ぶことに留意すること。
- 詳しくは、後述の「2-3 省力化製品の登録単位について」を参照
- ④単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合は、省力化効果を発揮しうるシステム等として一体として登録すること
- ⑤汎用製品であり、開発等を前提としないものであること。
- ⑥販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。
- ⑦販売が開始されており、製造・販売された実績を3社以上有していること。
- 登録申請時に「納品実績報告書」において、3社以上の実績の報告が必要となります。
- ⑧税法上の機械設備又は器具備品であること。

(2) 製品性能及び価格に関する事項

①当該製品が属する製品カテゴリにおいて利用が想定される中小企業等の代表的な業種で設定されている省力化指標にしたがって省力化の効果を算出し、いずれか一つ以上がその効果が設定されている基準値を上回ること。

②製品本体の価格は50万円以上であること。また、本補助金の補助上限金額に比して著しく高額のものでないこと。

③販売する価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。

価格についての詳細は詳しくは、後述の「2-4 本事業における省力化製品本体価格について」を参照

(3) 供給体制に関する事項（製造事業者により以下の体制が整えられていること。）

（ア）量産体制が確保されている又は在庫が一定数確保されているなど、供給・生産体制が整備されており、中小企業等への納入が遅滞なく行える。具体的には、売買の発注が行われてから12か月以内に納品・検収・支払いを完了して本補助金の実績報告を行える程度の納入期間に抑えられる。

（イ）本事業を適切に実施するために、サプライチェーンの信頼性や持続可能性確保に向けた、調達及び供給の現状把握や安定供給の体制構築等に向けた取り組みが行われている。

(4) サポート体制に関する事項（製造事業者により以下の体制が整えられていること。）

（ア）工業会等に登録申請を行う省力化製品が生産性向上、省力化に資するよう、最大限の効果を發揮するための環境・体制等の構築を行う。具体的には、納入先として想定される地域に省力化製品の保守・サポート体制を構築し、補助事業者が導入した省力化製品において、運用障害等が発生しないようメンテナンス及び管理を徹底すること。

（イ）上記の保守・サポート体制を有していることを証明する資料を提供するとともに、耐用年数期間内に運用障害等が発生した場合は販売代理店も含め保守・サポート等の支援を提供することを宣誓すること。

（ウ）上記の保守・サポート体制を提供できる範囲が日本全国をカバーしていない場合、本補助金により省力化製品を中小企業等に販売する際は、その範囲内の事業所のみを納入先とし、その旨をカタログ登録申請時に記載すること。

(5) 省力化製品に関して対象外となる要件

①製品が完成されておらず、開発が必須となると想定されるもの。

②ソフトウェアのみであり、それ専用の製品等を必要としないもの。

③恒常に利用されないことが想定されるもの。（緊急時等の一時的利用が目的や生産性向上への貢献度が限定的なもの）

④製品単体で省力化を図るものではなく、他の製品等の使用と組み合わせない限り業務の効率化、省力化に資さないもの。

（当該製品の周辺機器等の構成要素が製品本体と一体不可分であるものや、当該製品の周辺機器等の構成要素が存在することでさらなる省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。）

⑤製品単体で省力化を図るものではなく、付加価値向上にのみ資するもの。

⑥本補助金の補助上限額を鑑みて著しく高価であるものや、50万円未満の製品。

⑦既存の製品等の機能を拡張する又は性能を向上する目的で使用されると想定されるもの。

⑧製品単体でビジネスが成り立ち、人手による業務の効率化や負荷低減につながるものではないこと。

⑨販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されることが想定されるもの。

⑩公序良俗に反すると審査する工業会等、事務局又は中小企業庁が判断するもの。

⑪その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと審査する工業会等、事務局又は中小企業庁が判断するもの。

(1) 基本的事項

①登録申請時点において、日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）され、国内で事業を営む法人であること。

②経済産業省又は中小機構から補助金等停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。

③反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。

④登録申請時点のみならず、登録期間中においても、訴訟や法令遵守上において、本事業遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。

⑤中小機構が実施する補助事業において、「虚偽の申請」や「利害関係者への不当な利益配賦」といった不正な行為を行っていない（加担していない）こと。また、今後も不正な行為を行わない（加担しない）こと。

⑥パートナーシップ構築宣言について、登録申請時点においてポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において宣言を公表している事業者であること又は速やかに宣言を実施すること。

⑦中小機構及び事務局は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、立入調査等を行うこととし、調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合登録の取消となることに同意すること。

(2) 経営基盤に関する事項

登録期間中、製品の生産を継続して行えると判断するに足る十分な経営基盤を有していること。

(3) 供給・サポート体制に関する事項

登録した省力化製品のそれぞれについて、省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領（以下「登録要領」という。）3-3. (3) (4) に規定する供給・サポートが行える体制を確保すること。受注状況の予期せぬ変動によりこれを満たすことができないと判断する場合は、体制が回復するまで事務局へ連絡を行いカタログ掲載の一時取りやめを行う等の適切な措置を講じること。

(4) 事業実施時等の対応に関する事項

①本事業の公募要領等に記載の内容を遵守することができるここと。

②登録申請に必要な情報を入力し、添付資料（登録要領「3－5. 申請書類及び留意事項」参照）を必ず提出すること。

③工業会等及び事務局に提出した情報は、事務局から国及び中小機構に報告するとともに、事務局、国及び中小機構（各機関から委託を受ける外部審査委員や業務の一部を請け負う専門業者等を含む）が以下の目的で利用することに同意すること。

(ア)本事業における審査、選考、事業管理のため

(イ)本事業実施期間中、実施後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため

(ウ)統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成し、公表すること
(交付規程に規定する事業実施効果の報告の内容は除く)

(エ)各種事業に関するお知らせのため

(オ)法令に基づく場合

(カ)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

(キ)事務局、国及び中小機構が本事業の遂行に必要な手続き等を行うために利用する場合

④本事業の各種手続きにおいて登録する情報及び連絡先（補助事業者のものも含む）は、虚偽なく正確な情報を提出し、変更や修正の必要性等が生じた場合は、速やかに情報変更の手続きを行うこと。特に、登録済の省力化製品に変更が生じた場合は、変更申請を行うこと。

⑤省力化製品の導入を検討する事業者からの問合せに対応する等、本事業ホームページや公募要領、各種手引き等を充分活用するとともに、事務局が実施する説明会や経済産業省及び中小機構等が関与する本事業関連施策に可能な限り連携し、補助事業の周知活動に取り組むこと。

⑥補助事業を遂行する上で、補助事業者（中小企業等）及びその他の事業者との間に発生する係争やトラブルについては、事務局ではその責を一切負わず、補助事業者（中小企業等）及びその他の事業者間で対応し、解決すること。

⑦登録を行った製品について、効果報告期間において、補助事業者により報告された省力化指標に基づく効果が、正当な理由無く当該製品カテゴリの省力化基準を下回っている申請が多数見られる場合は、省力化製品の登録取消や製造事業者の登録取消となる場合があることに同意すること。

⑧本事業にかかる政策評価のため、販売開始以降（5年以上前の場合は5年前から）から効果報告期間の省力化製品の製造個数・売上額、及び経営状況に関する指標（決算書記載の事項）を提出することに同意すること。

⑨今後、本登録要領に条件が追加された場合、既に登録された省力化製品についてもその条件を満たしているかを事務局にて確認し、満たしていない場合は登録取消になる場合があることに同意すること。

◆登録申請の単位について

- (1) 製品の登録申請は、製品が単体で稼働でき、省力化効果が発揮できる最低限の単位で登録を行ってください。
 (省力化効果に関連しないシステムや周辺機器等を含めることは認められません。)

当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することでさらなる省力化効果を発揮するもの、あるいは置き換える可能となる機能・性能を有するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録することが必要となります。

ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となります。

製品の登録申請にあたって、それら周辺機器等の構成要素についてはすべて、数量も含めて「製品の明細」に記入する必要があります。

《記入例：②製品審査申請書（事務局用）「製品の明細」（システム・周辺機器がない）スチームコンベクションオーブンの場合》

製品の明細（★）	(A) 製品本体にあたるもの ※数量も入力が必要です。 ※複数の項目は指定できません。	(B) 製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等 ※数量も入力が必要です。
	スチームコンベクションオーブン×1	<input checked="" type="checkbox"/> 対象なし

「製品の明細」については以下の内容にご注意ください。

※ 「製品の明細」に記載があるにも関わらず、実績報告で提出された請求書等や現地調査において、「製品の明細」に記載の品目が確認できない場合は、補助金が交付されない場合があります。また、「製品の明細」に記載のない項目は補助対象経費として認められません。

※ 「製品の明細」に記載した内容において、省力化性能に係る内容でないと事務局が判断する場合は、当該項目から除いて再度、登録を行っていただきます。（NGの例：省力化性能に関わらない什器や設定のためのPC、タブレット、スマートフォン 等）

※ 「【A】製品本体にあたるもの」及び「【B】製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等」で登録した個数について、交付申請時には1セットあたり必ず製品登録時の個数分を申請いただくことが必要であり、セット内において構成要素の個数を増減させることはできません。
 実績報告時において、交付申請時の個数（製品登録時の個数）が購入されていないことが確認できた場合は、省力化効果を発揮するための必要最低限の製品及び周辺機器等が購入されていないと判断し、補助金の交付ができません。
 また、実地検査において交付申請時の個数（製品登録時の個数）が購入されていないことが確認できた場合は、交付決定取消となります。
 ただし、製品登録時に登録した個数以上を補助対象外経費として購入することは妨げません。

《記入例：②製品審査申請書（事務局用）「製品の明細」（システム・周辺機器がある）自動精算機の場合》

製品の明細（★）	<p>【A】 製品本体にあたるもの</p> <p>※数量も入力が必要です。 ※複数の項目は指定できません。</p> <p>自動精算機 × 1</p>	<p>【B】 製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等</p> <p>※数量も入力が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 対象なし</p> <p>バーコードリーダー × 1 釣銭機（紙幣） × 1 釣銭機（硬貨） × 1</p>

« 【A】 製品本体にあたるもの »

- ◆ 製品本体にあたるものを【A】に入力してください。
- ◆ 省力化効果を発揮するために最低限必要な数量を申請してください。
- ◆ 原則、製品本体の数量は1になると想定しておりますが、省力化効果を発揮するために最低でも複数個の製品が必要であり、周辺機器等との個数の組み合わせが複数パターン存在し一様に決められない場合は、製品・製造事業者審査申請書にある②製品審査申請書（事務局用）のシートおよび③納品実績報告書のシートの製品本体の数量を2以上で入力し、申請を行ってください。
- ◆ 本体にあたる項目は1つのみで、複数の項目を指定することはできません。

« 【B】 製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等 »

- ◆ ① 【A】 製品本体単体では稼働しない場合又は省力化効果を発揮しない場合／②置き換えが可能な機能・性能を有する場合／③当該製品の周辺機器等の構成要素が存在することで更なる省力化効果を発揮する場合については、その構成要素となるシステムや周辺機器等をすべて【B】に入力してください。
- ◆ 省力化効果を発揮するために最低限必要な数量を申請してください。

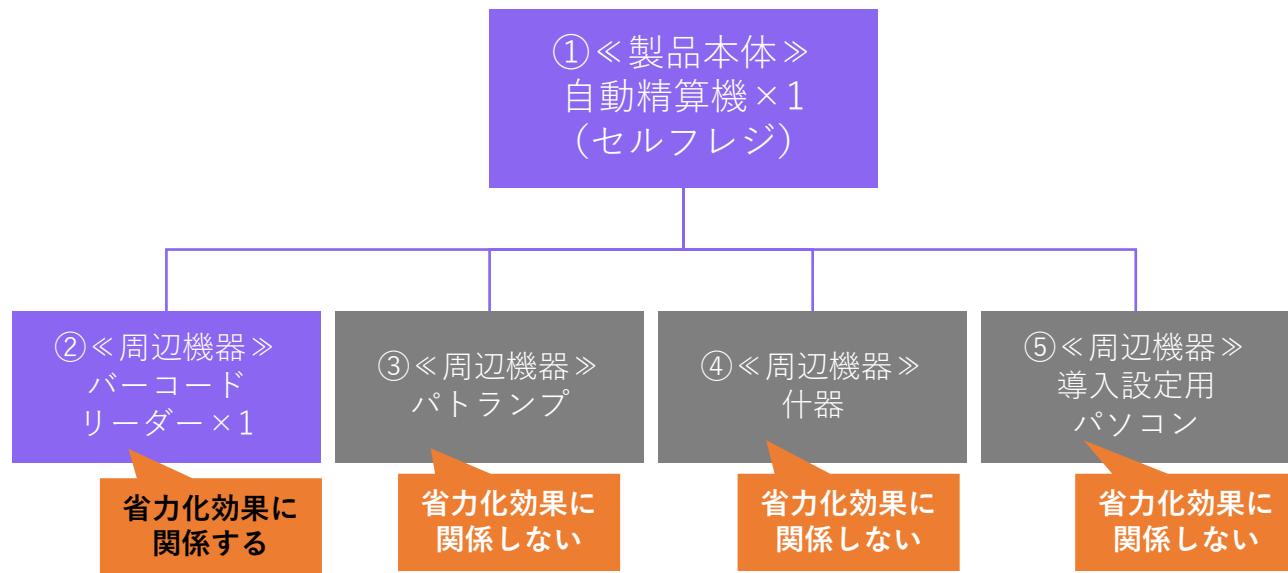
「製品の明細」については以下の内容にご注意ください。

* 「製品の明細」に記載があるにも関わらず、実績報告で提出された請求書等や現地調査において、「製品の明細」に記載の品目が確認できない場合は、補助金が交付されない場合があります。また、「製品の明細」に記載のない項目は補助対象経費として認められません。

* 「製品の明細」に記載した内容において、省力化性能に係る内容でないと事務局が判断する場合は、当該項目から除いて再度、登録を行っていただきます。（NGの例：省力化性能に関わらない什器や設定のためのPC、タブレット、スマートフォン 等）

* 「【A】 製品本体にあたるもの」及び「【B】 製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等」で登録した個数について、交付申請時には1セットあたり必ず製品登録時の個数分を申請いただくことが必要であり、セット内において構成要素の個数を増減させることはできません。実績報告時において、交付申請時の個数（製品登録時の個数）が購入されていないことが確認できた場合は、省力化効果を発揮するための必要最低限の製品及び周辺機器等が購入されていないと判断し、補助金の交付ができません。また、実地検査において交付申請時の個数（製品登録時の個数）が購入されていないことが確認できた場合は、交付決定取消となります。ただし、製品登録時に登録した個数以上を補助対象外経費として購入することは妨げません。

«自動精算機の事例»



- ◆①と②の内容を登録申請
- ◆①は原則製品カテゴリ名が製品本体となる。
なお、原則、製品本体の数量は1になるが、省力化効果を発揮するために最低でも複数個の製品が必要であり、本体と周辺機器等との個数の組み合わせが複数パターン存在し一様に決められない場合は別途申請フォーマットを準備しますのでお待ちください。
- ◆本体、バーコードリーダーについては「製品の明細」に記載。
(記入方法については、「②製品審査申請書（事務局用）入力の仕方」を参照)
- ◆①と②の合計価格を機器購入代金として登録申請

(2) 可動扉の違いや色違いなど、省力化効果および価格が同じであれば1つの製品として登録することも可能です。

製品型番が異なる場合でも、省力化効果及び製品本体価格が同一であれば、1つの製品として登録申請が可能です。その場合、製品・製造事業者登録申請時において、「製品型番」の項目については、以下の例のように記載してください。

(なお、カタログの「製品型番」の項目についても以下のように表示されます。)

例)

社名: AA商事

型番: AA-002,AA-003,AB-004,BA-005

◆製品登録に関する付属品についての確認事項

《Question1》

製品本体には付属品がつくことが一般的であり、その数は補助事業者によって異なります。どのように製品登録をすればよいでしょうか。

《Answer1》

本体製品に付属品がある場合、納品実績等を踏まえて、適切な単位・構成で製品登録をお願いいたします。

例えば、製品本体に付属品aをつけることが一般的であり、かつ、付属品aが1個～15個導入されることが想定され、販売実績が多い付属品aの個数が1個、5個、7個、10個の場合、下記①～④のように製品登録をすることが可能です。

個数の定め方は一例であり、製品製造事業者において納品実績等を踏まえて決めることができます。また、同じ製品を複数の単位・構成パターンで登録することも可能です。

- ①製品本体 + 付属品a 1個
- ②製品本体 + 付属品a 5個
- ③製品本体 + 付属品a 7個
- ④製品本体 + 付属品a 10個

なお、この場合において、例えば「製品本体 + 付属品a 6個」を導入したい事業者がいた場合「②製品本体 + 付属品a 5個」を本補助事業で導入し、"付属品a 1個"については別途自費で負担の上、導入することができます。

また、(1) 製品本体価格 (2) 導入に要する費用（導入経費）の2つが補助対象経費になりますが、付属品は(1) 製品本体価格に含まれます。個数の定め方が多岐にわたる等、製品単位・構成の定め方に困る場合は柔軟に対応いたしますので、個別に事務局までご相談ください。

《Question2》

機械装置等と、その機械装置等の制御・運用管理するために必要なソフトウェア・情報システム等がある場合においてソフトウェア・情報システム等の製造事業者が異なる場合（自社の開発でない場合）、どのように製品登録や申請を行えばよいでしょうか。

また、その場合の保守・サポート体制についての要件を教えてください。

《Answer2》

本補助金では、情報システム等ソフトウェアのみの製品は登録の対象外になります。

そのため、機械装置等と密接不可分なソフトウェア・情報システム等を合わせて申請・登録をお願いいたします。

なお、製造事業者登録した事業者は、登録した製品について機器装置およびソフトウェア・情報システム等含めて製造事業者責任を負うことになります。

保守・サポート体制について、本補助金に登録する製造事業者は、機械装置等とソフトウェア・情報システム等の両方について保守・サポート等の問い合わせ窓口を用意・準備する必要があり（共通の窓口でも可）HPや製品パンフレット等に明示的に問い合わせ先や保守・サポートの連絡先を記載することが必要です。

実際の保守対応業務については、保守の内容により調達先の事業者と連携することは問題ありません。

また、販売する製品の保証等の範囲については、ソフトウェア・情報システム等を含めて保証する内容であることが必要です。

機械装置等のみの保証に限定することや、ソフトウェア・情報システム等について、調達先の事業者と別途の保守サポートや保証契約等を取り交わすことを前提とした、内容については認められません。

◆省力化製品本体価格とは

専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）及び前述の機械設備又は工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入または借用に要する経費が補助対象となる。

«省力化製品本体価格の考え方»

- 製品本体 + ソフトウェア
- 製品本体（単体）
- ソフトウェア（単体）

«留意事項»

- ・導入・設定費用は含まず、製品本体のみの価格で登録が必要。
- ・製品本体の価格（単価）として、②製品審査申請書の「製品の明細」に登録した下記①②の合計が該当する。
 - ①【A】1つあたりの価格
 - ②パッケージとなった【B】の総額（数量は、【A】1つあたりに付随する数）
- ・周辺機器やソフトウェア等については、単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合や、当該製品の構成要素として存在することでさらなる省力化効果を発揮する場合製品本体と併せて登録が可能。（製品の価格もそれらの周辺機器等を合算した価格で登録）
- ・製品本体とソフトウェアや周辺機器等を併せて登録する場合、製品登録申請時に「製品の明細」において、申告が必要。

◆本事業における製品本体価格の上限額と下限額

(A) 本補助金における製品本体の想定小売価格【製造事業者による想定価格】

※製品登録申請時の「製品納品価格の実績値」と大きく乖離していない価格であること。

※この価格の1/2を「本補助金における製品本体の補助上限額」とする。

※50万未満は登録不可

製造事業者が登録

(A) の価格を上限
に販売事業者が登録

(B) 製品本体販売価格【販売事業者の販売価格】

販売事業者が登録

(B) の価格を上限
として交付申請。
製品本体購入費用50
万未満は申請不可

(C) 交付申請時の製品本体購入費用【補助対象経費】

中小企業等と販売
事業者が共同申請

下限は50万円（50万未満は申請不可）

No	項目名	対象可否	備考
補助対象となる経費			
1	省力化製品本体 (専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）及び前述の機械設備又は工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入または借用に要する経費)	○	
2	製品を稼働させるために必要なシステム	○	製品申請時に「製品の明細」で申請が必要
3	製品を稼働させるために必要な周辺機器等	○	製品申請時に「製品の明細」で申請が必要
4	省力化効果に関する周辺機器等	○	製品申請時に「製品の明細」で申請が必要
補助対象外となる経費			
5	補助事業者の顧客が実質負担する費用が省力化製品代金に含まれるもの。 (補助事業者の売上原価に相当すると事務局が判断するもの。)	×	
6	対外的に無償で提供されているもの	×	
7	中古品	×	
8	交付決定前に購入した省力化製品。	×	※いかなる理由であっても事前着手は認められません。
9	公租公課（消費税）	×	
10	その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと中小企業庁及び中小機構並びに事務局が判断するもの	×	

◆本事業における導入・設定費用とは

省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用が対象となる。

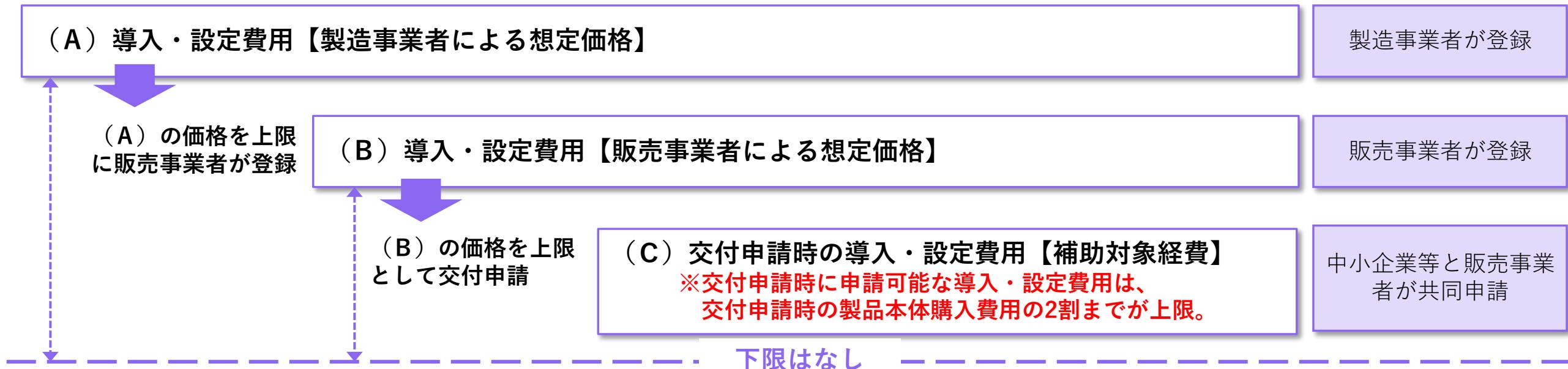
«導入・設定費用の考え方»

原則、省力化製品の設置作業費、運搬費、動作確認費、マスタ設定費用等の製品導入時の運搬や設置、設定にかかる費用が対象となります。

以下のような経費は補助対象経費としては認められませんので、ご注意ください。

- ・本補助金に申請するための代行費用
- ・研修費用やコンサルティング費用
- ・保守サポート費用
- ・建物の資産が向上するような設置に伴う電源工事 等

◆本事業における導入・設定費用の上限額について



No	項目名	対象可否	備考
補助対象となる経費			
1	省力化製品の設置作業費	○	人件費含む
2	省力化製品の運搬費	○	
3	省力化製品の動作確認費	○	
4	省力化製品のマスタ設定費	○	
補助対象外となる経費			
5	交付決定前に発生した費用。また、補助事業実施期間外に発生した費用 ※いかなる理由であっても事前着手は認められません。	×	
6	過去に購入した製品に対する作業費用や補助対象経費となっていない 製品に対する費用	×	
7	省力化製品の導入とは関連のない設置作業や運搬費、データ作成費用や データ投入費用	×	
8	省力化製品の試運転に伴う原材料費、光熱費等	×	
9	補助事業者の通常業務に対する代行作業費用	×	
10	移動交通費、宿泊費	×	
11	委託・外注費	×	
12	補助事業者の顧客が実質負担する費用が導入費用に含まれるもの。 (補助事業者が試作を行うための原材料費に相当すると事務局が判断するもの。)	×	
13	交付申請時に金額が定められないもの	×	

No	項目名	対象可否	備考
補助対象外となる経費			
14	対外的に無償で提供されているもの	×	
15	補助金申請、報告に係る申請代行費	×	
16	公租公課（消費税）	×	
17	事業所の電源工事費用	×	建物の資産向上となる工事は対象外
18	省力化製品の導入における研修費用	×	
19	省力化製品の導入におけるコンサルティング費用	×	
20	保守サポート費	×	
21	保険、保証費	×	
22	その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと中小企業庁及び中小機構並びに事務局が判断するもの	×	

◆製品の置き換えについて

置き換えとは、既に所有する製品と同一カテゴリの製品を導入することを指します。

「置き換えが可能となる機能・性能」のうち1点以上を有する製品への置き換えは交付申請が可能です。

« 「置き換えが可能となる機能・性能」の基準 »

恒常に使用することが見込まれる機能・性能であり、当該機能・性能が追加されることによる、省力化効果を時間に換算し、一定期間（例：1日あたり、1回の動作あたり 等）において、定量的に省力化効果（1分、10分、1時間 等）を発揮していると分かることが基準となります。

既に所有する製品の置き換えであり省力化効果が得られない事業は補助対象外です。

「置き換えが可能となる機能・性能」を有している省力化製品は、製品カタログから確認できます。

« 「置き換えが可能となる機能・性能」の登録の流れ »

置き換えが可能となる機能・性能については、申請する製品毎に機能・性能を有していることを申請し、工業会の審査・承認を経て登録が完了します。詳細は申請書の記入方法でご確認ください。

〈置き換えが可能な製品カテゴリの確認方法〉

スチームコンベクションオーブン(プログラム機能付き調理器具)

#飲食サービス業 #宿泊業 #小売業

置き換えが可能な機能・性能

#自動洗浄 #多品種同時調理 #プログラム調理

・飲食店のシェフがフライパンで調理していたものが、焼く、蒸す、煮る、炊く、炒めるなどの調理を全てスチームコンベクションオーブンが担います。

・例えばローストビーフは、熟練の料理人が約2時間の間付きっ切りだったが、当該製品はボタンを押せば後は待つだけ。

[スチームコンベクションオーブンについて詳細を見る](#)

[対象製品一覧を見る](#)

〈置き換えが可能な製品の確認方法〉

PD-00000002
ベーシックスチームコンベクションオーブン (2/3ホテルパン: 5段)

型番 TGSC-5C(R/L)
製造事業者 タニコー株式会社
所属カテゴリ スチームコンベクションオーブン

置き換えが可能な機能・性能
<置き換えが可能な機能・性能とは>
本事業において、置き換えは原則対象外ですが、当該機能・性能を有している製品については、置き換えであっても交付申請が可能となります。

[製造事業者の製品ページ](#)

[販売事業者一覧を確認](#)

中小企業省力化投資補助事業

提出書類

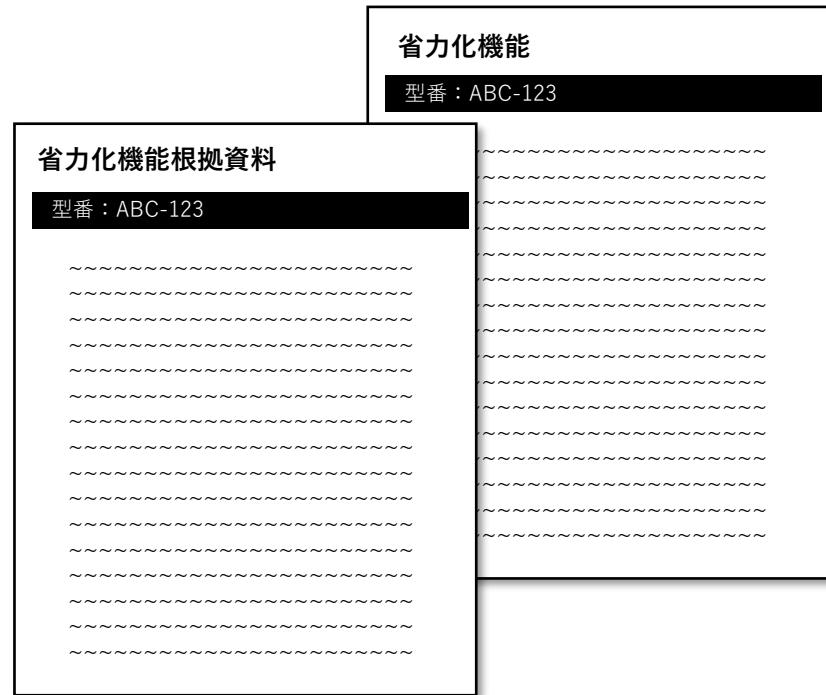
No	書類名	詳細	形式	頁
◆全般				
一	【指定書式】製品・製造事業者審査申請書	以下、①～④を入力の上、提出。 ①製品審査申請書（工業会用） ②製品審査申請書（事務局用） ③納品実績報告書 ④省力化製品製造事業者登録申請書	Excel	P31
◆製品に関する書類（工業会提出用）				
1	当該製品の詳細が分かる資料	申請する業務領域が確認できるもの、プランごとの価格が確認できるもの、製品の仕様がわかるもの等	PDF	P25
2	省力化機能根拠資料	製品カテゴリごとに設定され、入力が必要となる省力化指標の数値の根拠となる書類 ※1の資料と重複する場合は提出不要	PDF	P25
3	追加で提出を求める場合がある書類	省力化製品の導入環境等／省力化製品の生産環境、生産工場、在庫等／マスターファイル類の詳細項目情報 等	PDF	P26
◆製品に関する書類（事務局用）				
4	当該製品の納品実績を示す書類（納品書）	販売店等への納品実績が分かる書類 申請している製品と同一型番であることが確認できる証憑（納品書PDFなど）	PDF	P26
◆製造事業者の書類（申請するカテゴリでの初回の製品登録時のみ必要）				
5	履歴事項全部証明書	発行から3か月以内のもの	PDF	P27
6	税務署の発行する法人税の直近の納税証明書(その1又はその2)	1期の決算を迎えた上で提出すること	PDF	P27
7	決算書（損益計算書及び貸借対照表）	直近1期分の資料を提出すること	PDF	P28
8	保守・サポートが分かる資料	HPや営業資料等、納入先として想定される地域にサポート体制があることが分かる資料を提出すること	PDF	P28
9	『販売総代理店が申請する場合』 当該海外メーカーの国内販売総代理店であることを示す書類	総代理店取引契約書などの書類	PDF	P29

※提出は、電子データで工業会へ送付してください。（郵送では受付できません。）

1. 当該製品の詳細が分かる資料



2. 省力化機能根拠資料



«確認事項»

- ・機能説明資料を提出すること
 - a. 汎用製品の場合、業務領域が確認できるもの
(機能一覧、機能概要図、等)
 - b. 導入経費の場合、実施する業務内容や価格、実績単価が確認できるもの
- ・価格説明資料（価格がわかるもの）を提出すること
料金表、カタログ、プラン一覧等。（見積書は不可）価格申告についての理由書

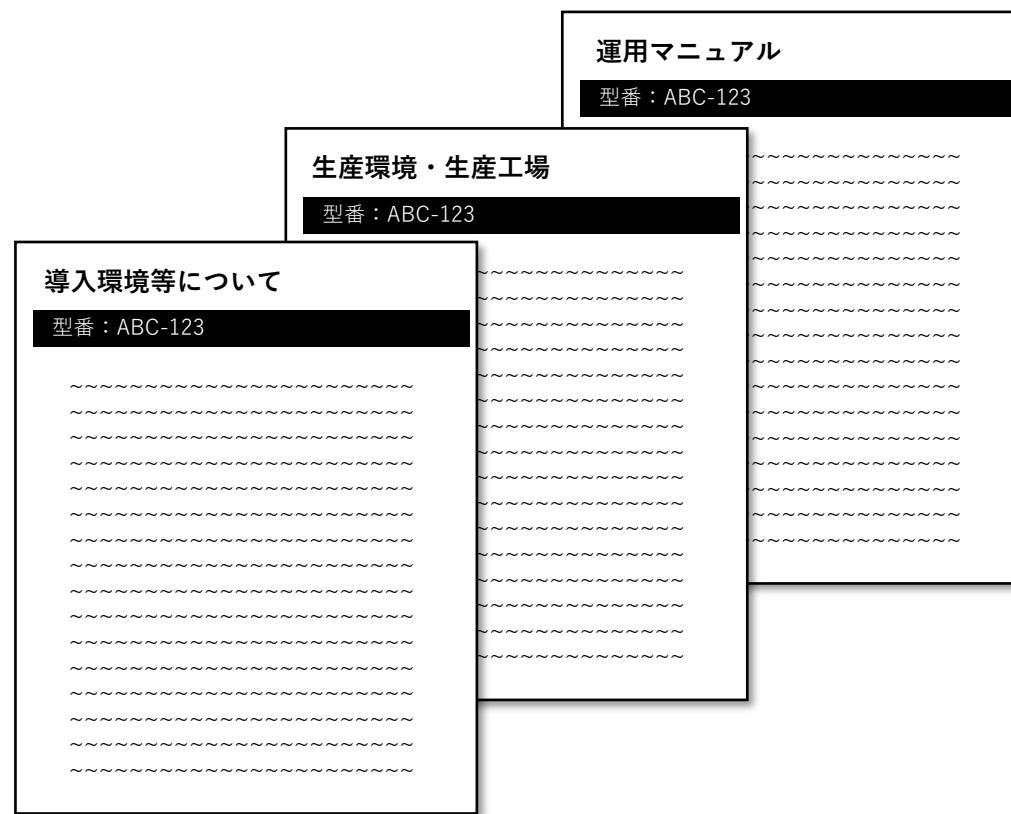
(例)

機能一覧、機能構成図、機能概要、寸法・消費電力等のスペック一覧、導入工程表、写真付き仕様書など

«確認事項»

- ・①製品審査申請書（工業会用）において、入力が必要となる省力化指標等の数値の根拠となる書類を提出すること。
 - ・複数の資料に及ぶ場合は全ての書類を提出すること
なお、資料が広範囲に及び、該当箇所が分かれにくく場合は、該当箇所が分かるように付箋等でわかるように補足すること。
- ※「1. 当該製品の詳細が分かる資料」と内容が重複する場合は、提出不要

3. 追加で提出を求める場合がある書類



4. 当該製品の納品実績を示す書類

納品書				
○○○○株式会社 御中		No 1234	納品日 2022/4/30	
下記のとおり、納品致します。				
件名	xxxxxxプロジェクト	△△△△株式会社		
納期	2022/4/30	〒100-0001		
納品場所	月末締翌月末払	東京都千代田区千代田1-1-1		
支払条件		□□□ビル3階		
		TEL: 03-0000-0000		
		担当: 省力太郎		
合計	154,000 円(税込)			
摘要	数量	単位	単価	金額
サンプル1	1	式	10,000	10,000
サンプル2	1	式	10,000	10,000
サンプル3	1	式	10,000	10,000
サンプル4	1	式	10,000	10,000
サンプル5	1	式	10,000	10,000
サンプル6	1	式	10,000	10,000
サンプル7	1	式	10,000	10,000
サンプル8	1	式	10,000	10,000
サンプル9	1	式	10,000	10,000
サンプル10	1	式	10,000	10,000
サンプル11	1	式	10,000	10,000
サンプル12	1	式	10,000	10,000
サンプル13	1	式	10,000	10,000
サンプル14	1	式	10,000	10,000
		小計		140,000
		消費税		14,000
		合計		154,000
備考				

«確認事項»

- 1~2の資料では、省力化指数の説明が不十分であった場合に事務局が以下の資料を追加で求める場合があるため、必要に応じて提出すること。
- 省力化製品の導入環境等
- 省力化製品の生産環境、生産工場、在庫等
- マスターファイル類の詳細項目情報等

«確認事項»

- 販売店等への納品実績が分かる「納品書」などの書類を提出すること
 - 事業者名／製品名／製品型番／納入先事業者／納品日／納品額が明記されていること
- ※本書類では納品実績の有無を確認します。③納品実績報告書に入力した納品実績のうち少なくとも1件の納品実績が分かる書類を提出してください。

5. 履歷事項全部證明書

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号

登記事項証明書記載例2

履歴事項全部証明書		
東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号 第一電気機器株式会社		
会社法人等番号	0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0 0	
商 号	第一電器株式会社	
	第一電気機器株式会社	何 年 何 月 何 日 変 更 ----- 何 年 何 月 何 日 登 記
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号	
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号	何 年 何 月 何 日 移 転 ----- 何 年 何 月 何 日 登 記
公告をする方法	当会社の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載する	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.dai-ichi-indenko.co.jp/kesson/index.html	何 年 何 月 何 日 設 定 ----- 何 年 何 月 何 日 登 記
会社成立の年月日	何 年 何 月 何 日	
目 的	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 前各号に附帯する一切の業務	
	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 電子計算機の販売 5. 前各号に附帯する一切の業務 何 年 何 月 何 日 変 更 何 年 何 月 何 日 登 記	
単元株式数	5株	
発行可能株式総数	4 0 0 0 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 0 0 0 株	
資本金の額	金1 0 0 0 万円	

整理番号 E 0 7 2 5 8 9 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1 / 3

6. 納税証明書（その1・その2）

《確認事項》

- ・「履歴事項全部証明書」であること
 - ・発行から3か月以内であること
 - ・すべてのページがそろっていること

《確認事項》

- ・1期の決算を迎えた状態で提出すること
 - ・納税証明書（その1納税額等証明用）または（その2所得金額用）であること
※（その3）（その4）や、領収書等は認められません。
 - ・税目が法人税であること ※消費税等は認められません。
 - ・直近分であること ※申請時点で取得できる直近分に限ります。
 - ・発行元が税務署であること

7. 決算書（損益計算書及び貸借対照表）

8. 保守・サポート体制が分かる資料

貸借対照表

令和 年 月 日現在

(単位: 円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 銭	科 目	金 銭
〔流動資産〕		〔流動負債〕	
現 金		支 払 手 形	
預 金		買 債 金	
受 取 手 形		短 期 借 入 金	
売 掛 金		未 払 金	
商 品		預 け 金	
短期貸付金		假 受 金	
前 払 費 用			
未 収 入 金			
		〔固定負債〕	
〔固定資産〕		長 期 借 入 金	
(有形固定資産)			
建 物			
建物附帯設備		負 債 合 計	
車両			
工器具備品		資本の部	
		〔資 本 金〕	
		〔準備 金〕	
(無形固定資産)			
電話加入権		〔利 余 金〕	
		別途積立金	
(投 資 等)		当 期 未 発 分 利 益	
出 資 金		(うち当期利益)	
差入保証金			
〔換 繰 資 産〕		資 本 合 計	
		負 債・資 本 合 計	
資 本 合 計			

損益計算書

自：令和 年 月 日

至：令和 年 月 日

(単位：円)

科 目	金 額
(経常損益の部)	
(営業損益の部)	
【売 上 高】	
売 上 高	
【売 上 原 価】	
仕 入 高	
売上総利益	
【販売費及び一般管理費】	
営業利益	
(営業外損益の部)	
【営業外収益】	
受 取 利 息	
雜 収 入	
【営業外費用】	
支 払 利 息	
雜 支 出	
経常利益	
(特別損益の部)	
【特 別 利 益】	
【特 別 損 失】	
税引前当期純利益	
法人税等	
当期純利益	
前期繰越利益	
当期未収分利益	

従卸資産の償却方法および評価基準

償 却 方 法

評 価 基 準

《確認事項》

- ・直近1期分の「貸借対照表」と「損益計算書」の両方を提出すること
 - ・登録期間中、製品の生産を継続して行えることが可能か判断するに足る十分な経営基盤を有しているかを確認します。

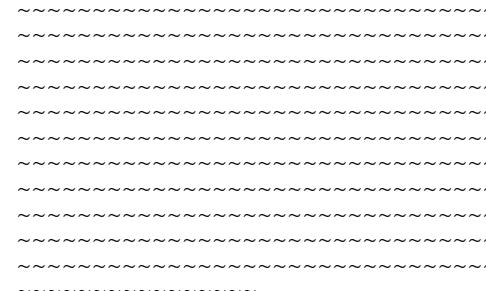
《確認事項》

- ・HPや営業資料等に掲載のある組織体系図や事業所一覧など、納入先として想定される地域に保守サポート体制があることが分かる資料を提出すること

9. <販売総代理店が申請する場合>

当該海外メーカーの国内販売総代理店であることを示す書類

総代理店取引契約書などの書類



«確認事項»

- ・総代理店取引契約書など、海外メーカーの国内販売総代理店であることがわかる資料を提出してください。

※日本国内の総代理店であることが確認できない場合は申請できません。

中小企業省力化投資補助事業

申請書の記入方法

①製品審査申請書（工業会用）のシートは、審査担当の工業会が省力化指標等の製品性能や価格を審査するための申請書です。シートの内容について、不備等があった場合には、当該製品カテゴリを担当する工業会より確認を行います。
※原則、クリーム色の項目について入力をお願ひいたします。（赤色の部分は、自動的に反映される項目のため、入力不要です。）

中小企業省力化投資補助事業 製品審査申請用紙(工業会用)

社名:	1
型番:	
省力化製品・省力化製品製造事業者 登録要領3-3.(2)に記載の要件について、弊社の提供する上記製品を下記の通り申請します。	
分類	
製品カテゴリ	2
置き換えが可能となる省力化機能・性能	
自動洗浄機能 ファン調整機能(スピード・回転 どちらか一方でも可) 複数調理機能	3
省力化機能	
棚数 洗浄作業時間※ 天板サイズ	4
費用	
機器購入代金※ 設置設定費用	5
根拠資料	
添付資料②-1. 添付資料②-2. 添付資料②-3. 添付資料②-4. 添付資料②-5.	6
審査結果(工業会記載欄)	
工業会名 担当者所属部署名 担当者名 担当者メールアドレス 電話番号	

1

2

3

4

5

6

※

■社名

・履歴事項全部証明書に記載の商号を転記してください。

■型番

・省略せずに申請する製品の型番を入力してください。可動扉の違いや色違いなど、省力化効果が同じであれば、製品型番が異なる場合でも、一つの製品として登録申請が可能です。「製品型番」の項目には、該当する型番をカンマ区切りでまとめて入力してください。

※申請毎に3社以上の納品実績が求められます。マイナーチェンジ等で型番が細分化している事により納品実績が不足する場合は、複数の型番をまとめて申請することもご検討ください。ただし、色・形、省力化効果等が変わらず、価格が同一なものに限ります。

■製品カテゴリ

登録する製品のカテゴリと一致しているか確認してください。

■置き換えが可能となる省力化機能・性能

登録する製品が有する、省力化に資する機能・性能について、「あり」または「なし」をプルダウンメニューから選択してください。

■省力化機能

申請する製品の省力化機能等に関する情報・数値を入力してください。

※製品カテゴリごとに入力する項目は異なります。また、本数値の根拠となる資料を⑥の添付資料に追加してください。

■費用

◆機器購入代金

機械装置、器具及び工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入金額を入力してください。

※製品登録申請時の「製品納品価格の実績値」と大きく乖離していない価格であること。

※この価格が本補助金における製品本体の想定小売価格（機器購入代金）となります。

◆設置設定費用

設置および運搬費、動作確認等にかかる金額を入力してください。

※機器購入代金と設置設定費用は分けて金額を入力してください。

■根拠資料

省力化機能・費用の根拠を示す資料を添付してください。ファイル名は「添付資料②-1. (資料名)」のように入力してください

※添付いただく資料が5点を超える場合、添付資料②-6.7.8…と附番をした上で、行数の追加をお願いいたします。

※工業会にて使用しますので入力しないでください。

②製品審査申請書（事務局用）のシートは、事務局が製品の登録要件及び製造事業者の申請要件、提出書類の不備等を審査するための申請書です。シートの内容について、不備等があった場合には、事務局より確認を行います。
※原則、クリーム色の項目について入力をお願ひいたします。（赤色の部分は、自動的に反映される項目のため、入力不要です。）
※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。

中小企業省力化投資補助事業 製品審査申請用紙											
【スチームコンペクションオープン】 1 未入力または適切ではない項目があります 1枚目											
※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。											
○製造事業者の情報 ※法人番号検索サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/											
法人番号	事業者区分										
製造事業者番号※ (MK-数字8桁)	MK-	※初回登録の方：記入不要 ※二回目以降の登録の方：このカテゴリで製造事業者として登録済みの場合は登録完了時に発行される「製造事業者番号」を入力してください。【④省力化製品製造事業者登録申請書】シートの入力が必要になります。									
事業者名(★)	0										
担当者所属	ふりがな 担当者氏名										
担当者連絡先	- -	担当者 メールアドレス									
○製品の情報											
製品名称(★)											
製品型番(★)	0										
製品概要(★) 0文字/255文字											
※数量も入力が必要です。 ※複数の項目は指定できません。											
製品の明細(★)		システムや周辺機器等 ※数量も入力が必要です。									
		<input type="checkbox"/> 対象なし									
□ 対象なし											
製品URL(★)											
○所属カテゴリ情報 所属カテゴリ スチームコンペクションオープン											
○価格・費用情報 ◆製品價格（添付書類については別シート参照）											
<table border="1"> <tr> <td>I 本補助金における製品本体の 想定小売価格（機器購入代金） ※【①製品審査申請書（工具用）】シートの「機器購入代金」を表示。なお、「Ⅱ製品納品価格の実績値」と差し替える場合は、訂正を依頼する場合があります。また、当該価格を超えた額で販売された製品を交付申請することはできません。</td> <td>(★)</td> <td>0 円 (税抜)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>II 製品納品価格の実績値 ※【②納品実績報告書】シートの「平均納品金額」を表示。</td> <td></td> <td>0 円 (税抜)</td> <td>Ⅱの納入先 0 ※【③納品実績報告書】シートの「納入先種別」を表示。</td> </tr> </table>				I 本補助金における製品本体の 想定小売価格（機器購入代金） ※【①製品審査申請書（工具用）】シートの「機器購入代金」を表示。なお、「Ⅱ製品納品価格の実績値」と差し替える場合は、訂正を依頼する場合があります。また、当該価格を超えた額で販売された製品を交付申請することはできません。	(★)	0 円 (税抜)		II 製品納品価格の実績値 ※【②納品実績報告書】シートの「平均納品金額」を表示。		0 円 (税抜)	Ⅱの納入先 0 ※【③納品実績報告書】シートの「納入先種別」を表示。
I 本補助金における製品本体の 想定小売価格（機器購入代金） ※【①製品審査申請書（工具用）】シートの「機器購入代金」を表示。なお、「Ⅱ製品納品価格の実績値」と差し替える場合は、訂正を依頼する場合があります。また、当該価格を超えた額で販売された製品を交付申請することはできません。	(★)	0 円 (税抜)									
II 製品納品価格の実績値 ※【②納品実績報告書】シートの「平均納品金額」を表示。		0 円 (税抜)	Ⅱの納入先 0 ※【③納品実績報告書】シートの「納入先種別」を表示。								
○その他費用											

1 登録する製品のカテゴリと一致しているか確認してください。

○製造事業者の情報

- ◆法人番号：国税庁 法人番号公表サイトにて確認した13桁の番号を入力してください。
- ◆事業者区分：プルダウンメニューから「製造事業者」または「販売総代理店」を選択してください。
- ◆製造事業者番号：申請する製品カテゴリにおいて初回の方は入力不要。2回目以降の登録の方は初回登録完了時に発行される「製造事業者番号（MKで始まる数字8桁）」を入力してください。④の「製造事業者登録申請書」の提出が不要となります。
- ◇事業者名(★)：事業者名が正しいか確認してください。
- ◆担当者所属：担当者の所属を入力してください。所属がない場合は「-（ハイフン）」と入力してください。
- ◆担当者氏名：担当者の名前を入力してください。ふりがなもあわせて入力してください。
- ◆担当者連絡先：日中に連絡の取れる担当者電話番号を入力してください。
- ◆担当者メールアドレス：日中に連絡の取れる担当者メールアドレスを入力してください。

○製品の情報

- ◆製品名称(★)：登録する製品名称を省略せずに入力してください。
- ◇製品型番(★)：製品の型番が正しいか確認してください。
- ◆製品概要(★)：登録する製品の概要を入力してください。

※保守・サポート体制を提供できる範囲が日本全国をカバーしていない場合、本補助金により省力化製品を中小企業等に販売する際は、その範囲内の事業所のみを納入先とし、その旨を製品概要に記入してください。

②製品審査申請書（事務局用）のシートは、事務局が製品の登録要件及び製造事業者の申請要件、提出書類の不備等を審査するための申請書です。シートの内容について、不備等があった場合には、事務局より確認を行います。
※原則、クリーム色の項目について入力をお願ひいたします。（赤色の部分は、自動的に反映される項目のため、入力不要です。）
※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。

中小企業省力化投資補助事業 製品審査申請用紙													
【ステムコンペクションオープン】 未入力または適切ではない項目があります 1枚目													
※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。													
○製造事業者情報 ※法人番号検索サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/													
法人番号		事業者区分											
製造事業者番号※ (MK-数字8桁)	MK-	※初回登録の方：記入不要 ※二回目以降の登録の方：このカテゴリで製造事業者として登録済みの場合は登録完了時に発行される「製造事業者番号」を入力してください。【④省力化製品登録申請登録申請書】シートの入力が必要になります。											
事業者名(★)	0												
担当者所属		ふりがな 担当者氏名											
担当者連絡先	-	担当者 メールアドレス											
○製品の情報													
製品名称(★)													
製品型番(★)	0												
製品概要(★) - 0文字/255文字													
<table border="1"> <tr> <td>(A) 製品本体にあたるもの ※数量も入力が必要です。 ※複数の項目は指定できません。</td> <td>(B) 製品本体と併せて登録する システムや周辺機器等 ※数量も入力が必要です。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 対象なし</td> </tr> </table>				(A) 製品本体にあたるもの ※数量も入力が必要です。 ※複数の項目は指定できません。	(B) 製品本体と併せて登録する システムや周辺機器等 ※数量も入力が必要です。	<input type="checkbox"/> 対象なし							
(A) 製品本体にあたるもの ※数量も入力が必要です。 ※複数の項目は指定できません。	(B) 製品本体と併せて登録する システムや周辺機器等 ※数量も入力が必要です。												
<input type="checkbox"/> 対象なし													
4 製品の明細(★)													
5 製品URL(★)													
6 ○所属カテゴリ情報 所属カテゴリ スチームコンペクションオープン													
◆製品価格（添付書類については別シート参照） <table border="1"> <tr> <td>I 本補助金における製品本体の 想定小売価格（機器購入代金） (★)</td> <td>0 円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※【①製品審査申請書（工業会用）】シートの「機器購入代金」を表示。なお、「Ⅱ製品納品価格の実績値」と審しく離れる場合は、訂正を伝達する場合があります。また、当該価格を超えた額で販売された製品を交付申請することはできません。</td> </tr> <tr> <td>II 製品納品価格の実績値</td> <td>0 円 (税抜)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※【②納品実績報告書】シートの「平均納品金額」を表示。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※【③納品実績報告書】シートの「納入先種別」を表示。</td> </tr> </table>				I 本補助金における製品本体の 想定小売価格（機器購入代金） (★)	0 円 (税抜)	※【①製品審査申請書（工業会用）】シートの「機器購入代金」を表示。なお、「Ⅱ製品納品価格の実績値」と審しく離れる場合は、訂正を伝達する場合があります。また、当該価格を超えた額で販売された製品を交付申請することはできません。		II 製品納品価格の実績値	0 円 (税抜)	※【②納品実績報告書】シートの「平均納品金額」を表示。		※【③納品実績報告書】シートの「納入先種別」を表示。	
I 本補助金における製品本体の 想定小売価格（機器購入代金） (★)	0 円 (税抜)												
※【①製品審査申請書（工業会用）】シートの「機器購入代金」を表示。なお、「Ⅱ製品納品価格の実績値」と審しく離れる場合は、訂正を伝達する場合があります。また、当該価格を超えた額で販売された製品を交付申請することはできません。													
II 製品納品価格の実績値	0 円 (税抜)												
※【②納品実績報告書】シートの「平均納品金額」を表示。													
※【③納品実績報告書】シートの「納入先種別」を表示。													
その他費用 - 0円													

※申請用紙の記入例は製品カテゴリ「スチームコンペクションオープン」のものとなります。製品カテゴリによって記入項目が若干異なります。

4

○製品の情報

◆製品の明細 (★)

以下の内容を必ずご確認の上、入力してください。

【A】製品本体にあたるもの

製品本体にあたるもの【A】に入力してください。原則、製品カテゴリ名が製品本体となります。省力化効果を発揮するために最低限必要な数量を申請してください。

（本申請書においては、数量1のものを念頭に置いております。原則、製品本体の数量は1になると想定しておりますが、省力化効果を発揮するために最低でも複数個の製品が必要であり、周辺機器等との個数の組み合わせが複数パターン存在し一様に決められない場合は別途申請フォーマットを準備しますので、申し訳ありませんがお待ちください。）
 なお、本体にあたる項目は1つのみで、複数の項目を指定することはできません。

【B】製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等

【A】製品本体単体では稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合、また、当該製品の周辺機器等の構成要素が存在することで更なる省力化効果を発揮する場合については、その構成要素となるシステムや周辺機器等をすべて【B】に入力してください。

また、省力化効果を発揮するために最低限必要な数量を申請してください。

※入力方法の詳細については、本手引きの「省力化製品の登録単位について」でも記載しておりますので、ご確認ください。

○製品の情報

◆製品URL (★)

登録する製品の詳細が分かるWEBサイト等のURLを入力してください。

○所属カテゴリ情報

◆所属カテゴリ

登録する製品のカテゴリが正しいか確認してください。

②製品審査申請書（事務局用）のシートは、事務局が製品の登録要件及び製造事業者の申請要件、提出書類の不備等を審査するための申請書です。シートの内容について、不備等があった場合には、事務局より確認を行います。
※原則、クリーム色の項目について入力をお願ひいたします。（赤色の部分は、自動的に反映される項目のため、入力不要です。）
※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。

中小企業省力化投資補助事業 製品審査申請用紙

【ステームコンベクションオーブン】 未入力または適切ではない項目があります 1枚目

※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。

製品URL(★)

○所属カテゴリ情報 所属カテゴリ：ステームコンベクションオーブン

□価格・費用情報

◆製品価格（添付書類については別シート参照）

I 本補助金における製品本体の 想定小売価格（機器購入代金） ※「[3]製品審査申請書（工業会用）」シートの「機器購入代金」を表示。なお、「II 製品納品価格の実績値」と差し替える場合は、訂正を依頼する場合があります。また、当該価格を超えた額で販売された製品を交付申請することはできません。	0 円 (税抜)
II 製品納品価格の実績値 ※「[3]製品実績報告書」シートの「平均納品金額」を表示。	0 円 (税抜) IIの納入先 0 ※「[3]製品実績報告書」シートの「納入先欄別」を表示。

◆その他費用

導入・設定費用 (製造事業者による想定価格) ※「[3]製品審査申請書（工業会用）」シートの「設置設定費用」を表示。この値を上層に販売事業者が「導入・設定費用（販売事業者による想定価格）」を設定でき、それに基づく導入・設定費用（中小企業の事業の費用金額）の上層額となります。	0 円 (税抜)
---	-------------

◆（導入・設定費用がある場合のみ記入）導入に要する経費（導入・設定費用）の内容

導入・設定費用(★)
※運搬、設置、導入費等が補助対象となる。建物、付帯設備の資産性向上にかかる導入経費は補助対象外。

中小企業省力化投資補助事業 製品審査申請用紙

【ステームコンベクションオーブン】 10 2枚目

○宣誓事項

以下の内容に、同意の上、申請を行ってください。

省力化製品・製造事業者登録要領の「3. 登録時の要件及び留意事項」における以下のすべての要件に合致すること。
・「3-3 省力化製品の要件」
・「3-4 省力化製品に関して対象外となる要件」

11

7 ○価格・費用情報
◆納品価格
◇I 「本補助金における製品本体の想定小売価格（機器購入代金）（★）」正しく入力されているか確認してください。
※「製品納品価格の実績値」と大きく乖離していない価格であること。
※①製品審査申請書（工業会用）の「機器購入代金」が表示されます。
※補助金を用いない通常の販売価格と必ずしも統一する必要は有りませんが、納品実績と大きく乖離している場合は不備として差し戻しを行います。
◇II 「製品納品価格の実績値」
製品納品価格の実績値が正しいか確認してください。
◇「IIの納入先」
納入先が正しいか確認してください。
※③「納品実績報告書」に入力した内容がIIの「製品納品価格の実績値」へ反映されます。

8 ○価格・費用情報
◆導入・設定費用（★）
導入・設定費用が正しいか確認してください。
※①製品審査申請書（工業会用）の「設置設定費用」が表示されます。

9 ○価格・費用情報
◆導入・設定費用がある場合
機器の導入・設定にかかる費用の内訳をそれぞれ分かるように入力してください。
※運搬、設置、導入費等が補助対象となります。建物、付帯設備の資産性向上にかかる導入経費は補助対象外となります。

10 <2枚目>
登録する製品のカテゴリと一致しているか確認してください。

11 <2枚目>
○宣誓事項
項目の内容を確認・同意いただき、□を入れてください。

③納品実績報告書のシートは、製品登録を行う製品の過去の販売実績を報告していただくための報告書です。

シートの内容について不備等があった場合には、事務局より後日調査を行う場合があります。

※原則、クリーム色の項目について入力をお願ひいたします。（水色の部分は自動的に反映される項目のため、入力不要です。）

■納品実績報告書

この報告書は、登録申請を行う製品の過去の販売実績を申告していただくためのものです。
納品実績毎に納品先事業者名、明細、数量、金額を報告してください。

(1) 登録申請する製品情報
※納入先種別を選択してください。

事業者名	0	製品名	0
納入先種別	0	製品型番	0

(2) 登録申請をする製品の費目明細
※本体と周辺機器等に費目を分けて入力してください。
※単価については、【(3)登録する製品納品実績(3社以上)】を基に自動計算されます。

製品の構成全体の平均納品金額					0
No.	区分	製品の明細	数量	費目ごとの 平均納品金額単価	構成全体の 平均納品金額
1	A				0
1	B				
2	B				
3	B				
4	B				
5	B				
6	B				
7	B				
8	B				
9	B				
10	B				

0 単位:円
製品の明細
入力チェック
製品の明細が未入力です

1

(1) 登録申請する製品情報

- ◇事業者名：「製品審査申請書(事務局用)」で入力した内容と一致しているか確認してください。
- ◇製品名：「製品審査申請書(事務局用)」で入力した内容と一致しているか確認してください。

◆納入先種別：プルダウンメニューから【直販（最終ユーザー）】または【中間卸売事業者】のいずれかを選択してください。

◇製品型番：「製品審査申請書(事務局用)」で入力した内容と一致しているか確認してください。

《納品先種別について》

- ・【直販（最終ユーザー）】のみ、または【中間卸売事業者】のみで本報告書を作成し、混在して作成しないでください。
- ・納入先が【直販（最終ユーザー）】と【中間卸売事業者】の双方取り引きがある場合は中間卸売事業者を選択し、中間卸売業者の納品実績のみで本報告書を作成してください。

中間卸売事業者への販売実績が3社に満たない場合に限り、
【直販（最終ユーザー）】での販売実績で報告書を作成してください。

2

(2) 登録申請をする製品の費目明細

◆製品の明細

◆数量

- ・本体と周辺機器等に費目を分けて入力してください。
- ・『②製品審査申請書（事務局用）』で記入する「製品の明細」と同じ項目、数量を入力してください。

◆費目ごとの平均納品金額単価：【(3) 登録する製品納品実績(3社以上)】を入力後に自動計算されます。

◆構成全体の平均納品金額：【(3) 登録する製品納品実績(3社以上)】を入力後に自動計算されます。

③納品実績報告書のシートは、製品登録を行う製品の過去の販売実績を報告していただくための報告書です。

シートの内容について不備等があった場合には、事務局より後日調査を行う場合があります。

※原則、クリーム色の項目について入力をお願いいたします。（水色の部分は自動的に反映される項目のため、入力不要です。）

(3) 登録する製品納品実績（3社以上）

◆納品日

◆納品先事業者名

◆ 数量

◆納品実績総額（税抜）[納品書に記載の額]

- ・納品先事業者ごとに【製品の明細】と【数量】を入力してください。
 - ・【(2) 登録申請する製品の費目明細】で入力した【製品の明細】の費目が一部でも不足している場合は、当該製品の納品実績として算入できませんのでご注意ください。

《入力件数について》

- ・直近1か月で販売された全ての納品実績を入力してください。
(30社以上ある場合は、直近30社まで)
直近1か月で3件に満たない場合は、直近1か月以前の実績も含め、直近で販売された最低3社以上の納品実績を入力してください。
(同一法人で複数件の納品がある場合は、実績を1社とみなします。)
 - ・【直販（最終ユーザー）】のみ、または【中間卸売事業者】のみで販売実績が3社未満の製品は申請することができません。
 - ・【中間卸売事業者】を優先して作成いただきますが、中間卸売事業者への販売実績が3社に満たない場合に限り、【直販（最終ユーザー）】での販売実績で報告書を作成してください。

《納品書の提出》

- ・一覧に入力したいいずれか1社の納品書（品目または型番、金額、費目明細が確認できるもの）を提出してください。

《その他の注意事項》

- ・後日、事務局より納品実績の申告が正しい申告であったかを個別にサンプル調査を行う場合があります。その際に、正しい申告でなかったことが確認された場合は、省力化製品及び省力化製造事業者登録の取消措置や当該製品に関する交付決定の取消をする場合がありますので、予めご留意ください。

④省力化製品製造事業者登録申請書のシートは、製造事業者の基本情報及び各種宣誓事項に示す要件を全て満たしていることを確認するための申請書です。シートの内容について、不備等があった場合には、事務局より確認を行います。（登録済のカテゴリでの2回目以降の登録申請の方は入力不要です。）

※原則、クリーム色の項目について入力を願いいたします。（赤色の部分は、自動的に反映される項目のため、入力不要です。）

※★印の項目は製品カタログに掲載される情報として公開されます。

		<p>1 登録する製品カテゴリと一致しているか確認してください。</p>
		<p>2 ○事業者の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業者名：事業者名が正しいか確認してください。 ◆所在地（★）：本店の所在地を入力してください。 ◆事業者URL（★）：事業者の概要や事業所等が確認できるWEBサイト等のURLを入力してください。 ◇法人番号：法人番号が正しいか確認してください。 ※法人番号公表サイトで事業者名を検索することで、法人番号を調べることができます。（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）
		<p>3 ○保守・サポート体制の情報</p> <p>◆保守・サポート体制</p> <p>登録する製品に対する保守およびサポート体制についての種別や実施内容を入力してください。</p> <p>※保守・サポート体制を提供できる範囲が日本全国をカバーしていない場合、本補助金により省力化製品を中小企業等に販売する際は、その範囲内の事業所のみを納入先とし、その旨をこちらの項目に記入してください。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入先として想定される地域のサポート体制ネットワーク ・保守・サポート等の保証期間 ・センドバック保守/オンサイト保守 ・アップデートやセキュリティ対策
		<p>4 ○パートナーシップ構築宣言のURL</p> <p>事業者における「パートナーシップ構築宣言」を確認することができるWEBサイト等のURLを入力してください。</p> <p>※単独の法人としてではなく、グループ会社全体で宣言を行っている場合はそのURLを入力してください。</p> <p>※「パートナーシップ構築宣言」を公表していない事業者の場合は□を入れて申請してください。宣言後は速やかに事務局へ連絡を行ってください。</p>
		<p>5 ■宣誓事項</p> <p>項目の内容を確認・同意いただき、□を入れてください。</p>

No	項目1	項目2	審査での確認ポイント
②製品審査申請書（事務局用）			
1	製造事業者の情報	事業者区分	<p>販売総代理店契約書について</p> <ul style="list-style-type: none"> 双方の捺印を確認しています。 日本の販売において独占権が有しているかを確認しています。契約書内容から読みとれるものを用意してください。 日本語以外で取り交わされた契約書の場合は、和訳版と翻訳証明書（法人によるもの又は法務部等の監査を受けたもの）を合わせて提出してください。 契約書の抜粋ではなく全ページを提出してください。（墨消しは可ですが、審査上必要な部分は墨消し解除をお願いしています。） 製造元である海外メーカーの決算書2期分を追加で提出し、また、和訳版も用意してください。（翻訳証明は不要です。）
2	製品の情報	製品型番	<p>申請単位について</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数製品を組合せて申請していないか確認しています。 (製品の明細【B】に入るべきものが【A】に入っていないか、同じシリーズの複数製品をまとめて申請していないか等。原則1つの製品につき、1つの申請となります。同製品の色違い等はまとめて申請いただいて問題ありません。) <p>OEM製品の場合について</p> <ul style="list-style-type: none"> OEM製品の場合、申請者が製造責任を持ち、自らが製造を行っているかを確認しています。（仕入・販売のみでは製造事業者と見做しておりません）製品保証書を追加で求めることができます。
3		製品概要	<p>保守サポート地域の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> 保守サポート地域を必ず記載してください。（例：サポート地域：全国／サポート地域：九州・沖縄地区限定など）
4		製品の明細【A】	<p>製品の明細【A】について</p> <ul style="list-style-type: none"> 数量を必ず記載してください。「一式」ではなく「×1」と記載してください。 他社製品が含まれていないか確認しています。 製品の明細【B】に入るべきものが【A】に入っていないか、対象とならないものが混在していないか確認しています。
5		製品の明細【B】	<p>製品の明細【B】について</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請するカテゴリの定義を超えた付属品や、省力化機能を発揮するために直接的には影響しない付属品やオプション品などが含まれていないか確認しています。（対象外の為）
6	価格・費用情報	導入に要する経費（導入・設定費用）の内容	<p>記載内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象外の内容が記載されていないか確認しています。 対象外になる例： 汎用的なPC、サーバーPC環境設定費用（補助対象費用に使用が限定されないため対象外） 移動交通費・トレーニング費用・研修費などの人件費に相当する費用 要件定義費用（人件費に相当し、且つ、汎用機器が対象となるため要件定義費用は対象外） 消耗品

No	項目1	項目2	審査での確認ポイント
(3)納品実績報告書			
7	(1)登録申請する製品の費目明細	製品の明細A/B,数量	シート②の製品の明細【A】【B】と名称・数量が一致しているか確認しています。
8	(3)登録申請する製品納品実績(3社以上)	納品日	確認書類として提出された納品書と、記載された納品日が一致しているか確認しています。
9		納品先事業者名	<ul style="list-style-type: none"> 取引先が直販と中間卸が混在していないか確認しています。 納入先種別が正しく選択されているか確認しています。 法人名が記載されているか確認しています。(店舗名のみの場合は法人名を確認いたします。) 3社以上の納品実績が記載されているか確認しています。
10		数量／納品実績総額(税抜) [納品書に記載の額]	<ul style="list-style-type: none"> 納品書と数量・金額が一致しているか確認しています。 例1：納品書では単価40万×数量3台=合計120万の場合、③納品実績報告書も同様に数量3、納品実績総額(税抜) [納品書に記載の額] 120万円としてください。 値引きがされている場合、値引き後の納品実績金額が記載されているか確認しています。 (全体から値引きがされている場合は、【A】【B】からいくら値引きされているのかを納品書に補記等を行い、値引き後の金額を明らかにしてください。)
11	(提出資料)	納品書	<ul style="list-style-type: none"> 値引きがある場合はどの製品からいくら値引きしたのか補記等で明らかにしてください。 数量単位が「式」となっており、単品なのか他の費用が含まれているのかがわからない場合は補記等で明らかにしてください。 見積書は不可です。(取引前の証憑の為) 製品名・型番を確認できるようにしてください。枝番などが付いており、型番が完全一致しない場合は確認いたします。

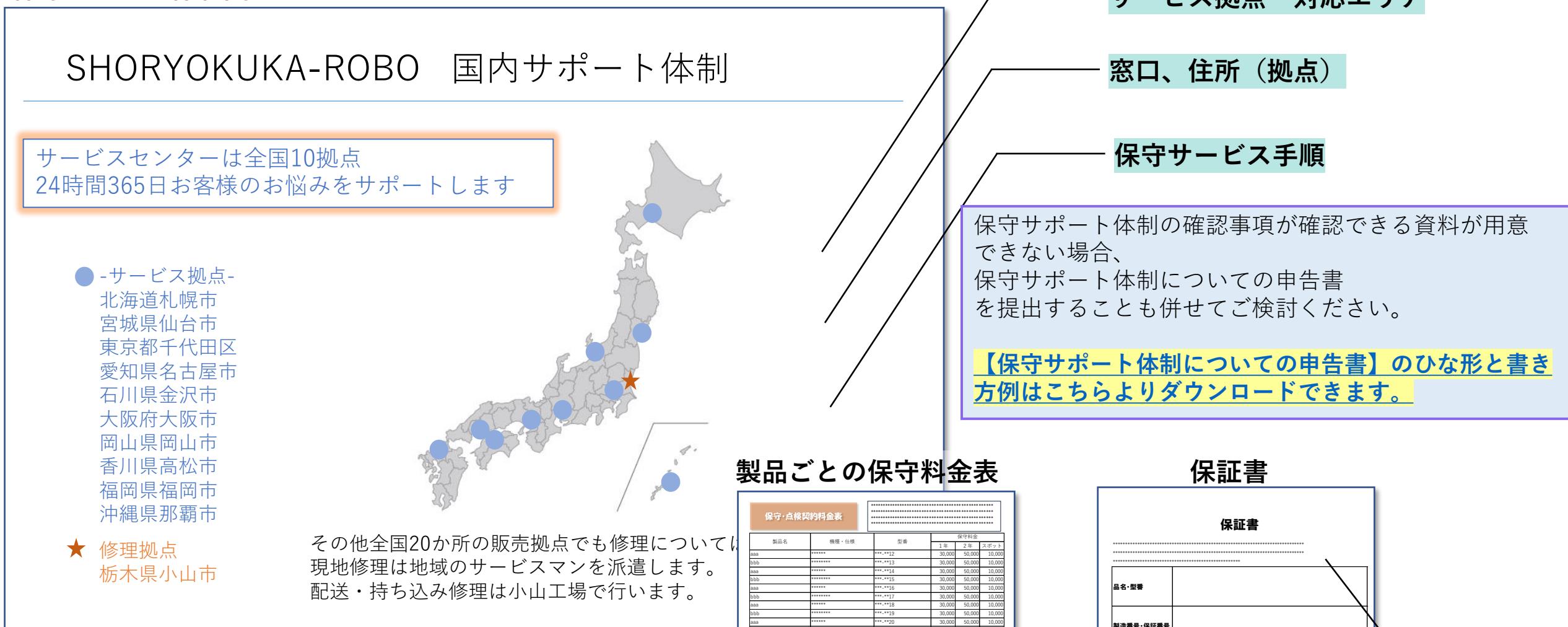
No	項目1	項目2	審査での確認ポイント
④省力化製品製造事業者登録申請書			
12	製造事業者の情報	所在地	<ul style="list-style-type: none"> 履歴事項全部証明書の本店所在地であるかを確認しています。（支店や営業店の住所ではなく本店住所で申請してください。）
13	保守・サポート体制の情報	保守サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> 保守サポート地域を必ず記載してください。（例：サポート地域：全国／サポート地域：九州・沖縄地区限定など）
14	(提出資料)	保守・サポート体制が分かる資料	<ul style="list-style-type: none"> 申告されたサポート地域が説明文書から読みとれるか確認しています。 サポート（保守や保証）の期間が補助金の交付後から効果報告期間までをカバーしているか確認しています。（自動延長の契約も可） サポート（保守や保証）の体制を確認しています。（自社で行っているか、委託しているか。） サポート（保守や保証）の受付窓口が設けられているか確認しています。（サポート窓口業務を委託している場合は委託契約書を求めています。） サポート（保守や保証）のサービス内容を確認しています。（現在のサポート実態の確認。発生都度、委託している場合は委託契約書や作業依頼書・作業報告書などの現在のサポート実態を確認しています。） <p><u>保守体制資料に掲載されている項目一覧サンプル</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 製品名、製品型番 ➤ 保守期間（無償または有償） ➤ 保守形態（定期保守、スポット保守） ➤ サービス拠点・対応エリア（サービス拠点名、サービスエリア、サービス窓口、住所、電話番号、メールアドレス、保守URL、受付時間） ➤ 保守サービス手順（保守サービス入電から復旧までの手順・フロー概要）

No	項目	審査での確認ポイント
その他		
15	不備に対する追加資料について	顧客との間で実際に取り交わされてる資料等で実態を確認しています。 指摘事項の回答をそのまま説明資料として作成し提出された場合は、実態が確認できない為認められない場合があります。
16	顧客に合わせたオーダーメイド製品について	原則、補助対象外です。 汎用品として販売実績のある基本セットのみを実績資料と合わせて申請することをご検討ください。

保守サポート体制がわかる資料の提出例（資料を複数提出することで必要な情報がすべて確認できる例）

例示の資料をすべて提出する必要はありませんが、申請する製品の製造メーカーとして保守サポート体制がどのようにとられているかわかるものを提出してください。

保守サポート体制図



製品名、型番

保守期間、保守形態

サービス拠点・対応エリア

窓口、住所（拠点）

保守サービス手順

保守サポート体制の確認事項が確認できる資料が用意
できない場合、
保守サポート体制についての申告書
を提出することも併せてご検討ください。

**【保守サポート体制についての申告書】のひな形と書き
方例はこちらよりダウンロードできます。**

製品ごとの保守料金表

製品名	機種・仕様	型番	保守料金		
			1年	2年	3年
aaa	*****	***-**12	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**13	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**14	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**15	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**16	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**17	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**18	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**19	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**20	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**21	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**22	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**23	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**24	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**25	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**26	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**27	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**28	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**29	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**30	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**31	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**32	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**33	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**34	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**35	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**36	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**37	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**38	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**39	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**40	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**41	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**42	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**43	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**44	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**45	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**46	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**47	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**48	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**49	30,000	50,000	10,000

保証書

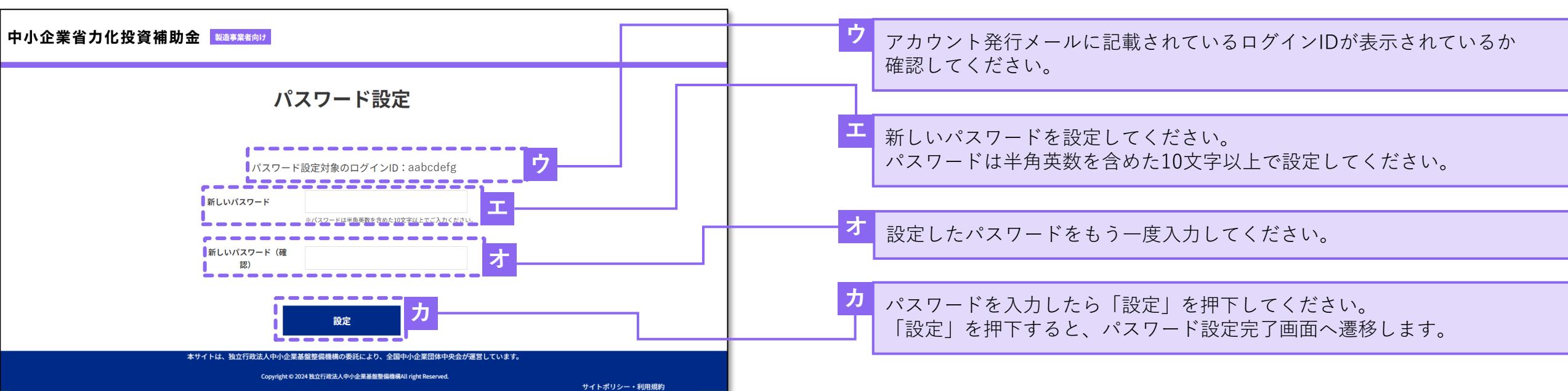
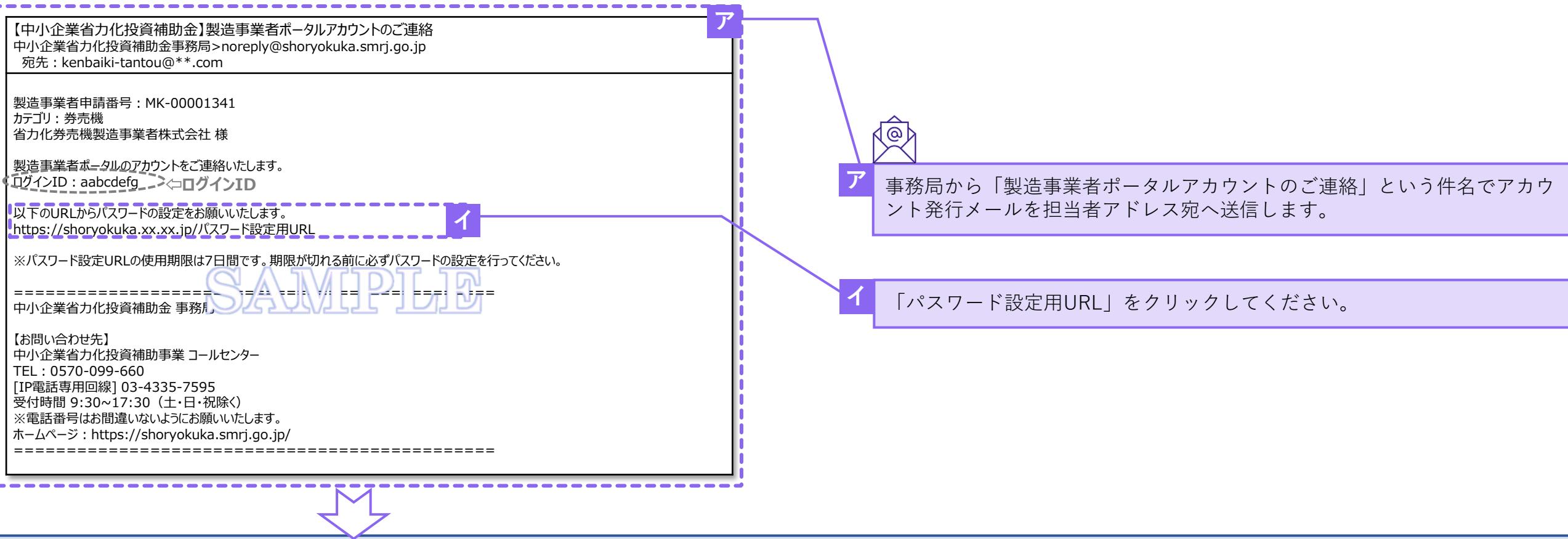
保証書	
品名・型番	
製造番号・保証番号	
保証期間	
ご住所	〒
お名前	(ふりがな)
連絡先	市外局番 ()
販売店	

製品名、型番

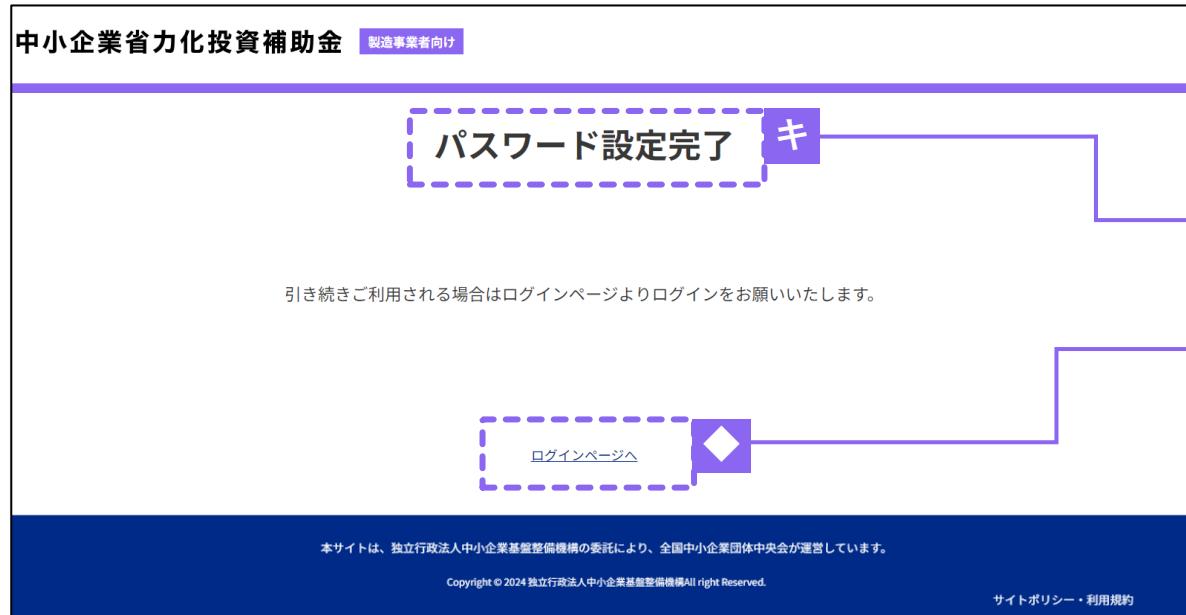
中小企業省力化投資補助事業

カタログ申請方法

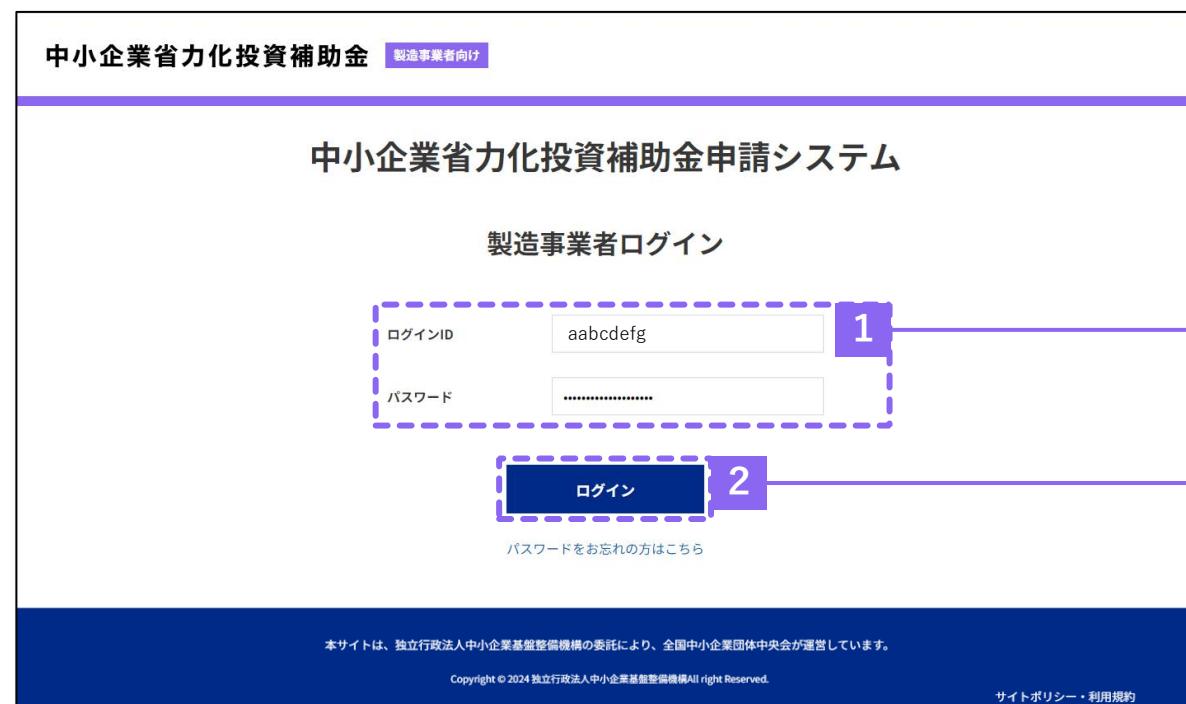
製品の登録申請を提出し当該製品が登録完了した場合、本事業ホームページのカタログへ当該製品を掲載するための登録が必要となります。カタログの登録は「製造事業者ポータル」より行いますので、製品登録完了後本事業のポータルより送付されるアカウント発行メールにしたがってアカウントとパスワードの設定を行ってください。※手順については以下のアーキを参照してください。



パスワード設定完了画面が表示されたらパスワードの設定は完了です。
引き続きカタログ申請を行う場合は、「製造事業者ポータル」へログインを行いカタログ申請の入力をお願いいたします。



カタログへ掲載する製品の登録申請は「製造事業者ポータル」から行います。カタログ申請入力ページまでは以下の1~5の順に進んでください。



1 事務局から発行されたログインIDとご自身で設定したパスワードを入力してください。

2 ログインID・パスワードを入力後、「ログイン」を押下してください。

【製造事業者ポータルURL】

<https://portal.shoryokuka.smrj.go.jp/mportal/login>

「製造事業者ポータル」のログイン画面をお使いのブラウザにブックマーク登録しておくと、次回以降アクセスしやすくなり便利です。

The screenshot shows the homepage of the Manufacturing Business Portal. At the top, there is a header with the portal's name and a login status message. Below the header, there is a sidebar with links to 'Manufacturing Business Information', 'Product Information' (which is highlighted with a purple box and labeled '3'), and 'Sales Business Invitations'. The main content area features a 'New Information' section with two items. Each item includes a date, a subject, and a detailed description. At the bottom of the page, there is a footer with copyright information and policy links.

3 サイドメニューの「製品情報」をクリックし、登録されている製品一覧を開きます。

新着情報には大事なお知らせが掲載されます。
定期的に製造事業者ポータルにログインし、確認するようにしてください。

The screenshot shows the 'Product List' page. On the left, there is a sidebar with links to 'Manufacturing Business Information', 'Product Information' (highlighted with a purple box and labeled '4'), and 'Sales Business Invitations'. The main content area has a search form with fields for 'Product Number', 'Product Name', 'Product Type', and a dropdown for 'Catalog Application Status'. Below the search form is a 'Search' button. A purple box labeled '4' points to the search button. To the right of the search form, there is a table displaying product information. The table has columns for 'No.', '省力化製品番号', '製品名', '製品型番', '業種', 'カタログ申請ステータス', 'ステータス最終更新日', and '操作'. The first row of the table is highlighted with a purple box labeled '4'. The '操作' column contains two buttons: '詳細' and '編集'. A purple box labeled '5' points to the '編集' button.

4 検索条件を指定して「検索」を押下してください。
条件を指定せず「検索」を押下すると登録されているすべての製品の一覧が表示されます。

「検索」を押下後すぐ下のエリアに登録されている製品の一覧が表示されます。
そのほか、製品名やステータス等で絞って検索することもできます。

5 カタログに掲載する製品の「編集」を押下してください。
カタログ申請情報入力画面へ遷移します。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト
製造事業者名: 省力化券売機製造事業者株式会社 製品カテゴリ: 券売機 申請番号: MK-00001341

カタログ申請情報入力

※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます

省力化製品審査番号
工業会審査管理番号 CT0002-910001

製造事業者情報
製造事業者番号 MK-00001341
事業者名 省力化券売機製造事業者株式会社
法人番号 [REDACTED]
所在地 千葉県浦安市舞浜1-1
事業者URL <https://www.example.com/kenbaiki/company/>
事業者区分 製造事業者

所属カテゴリ情報
所属カテゴリ(★) 券売機

省力化製品の情報
省力化製品番号(★) PD-00001071
製品名称(★) A10-J券売機
製品型番(★) KENTEST-A10-J
タッチパネル式自動券売機
①最大登録商品数100種類以上
②防犯アラーム搭載
③インターネットを通じて売り上げの管理が可能
④QR決済機能も標準装備
※別途設定費がかかります
製品の明細(★)
業種・業務領域(★)
飲食サービス業
請求・支払
顧客対応
注文受付
製品URL(★) <https://www.example.com/kenbaiki/product-1/>
記入例: 000 (W) × 000 (D) × 000 (H) mm (突起部を除く)
※200文字以内で入力してください
製品の寸法・大きさ(★)
記入例: 定格(最大) 000W 待機時 000W (50/60Hz)
※200文字以内で入力してください
消費エネルギー(電力、燃費等)(★)
記入例: スタンド、キッチンプリンタ、リモコン、鍵1セット、清掃機器(ハケ、ピンセット)、ロール紙、ロール紙押さえ、ルーター、LANケーブル
※200文字以内で入力してください
※製品の明細には含まれてない、補助対象外経費となるオプションの内容を入力してください
オプションの内容(バリエーション、付属品等)(★)
記入例: 使用通貨: 一万円・五千円・二千円・一千円
紙幣収納枚数: 一万円×約200枚、五千円×約200枚
新札、多言語に対応しています
※200文字以内で入力してください
その他スペック(★)
記入例: カタログ情報
※200文字以内で入力してください

① ■製品の寸法・大きさ
当該製品の寸法や大きさを入力してください。 (200文字以内)
(例) 幅400×奥行305×高さ500(mm) など

② ■消費エネルギー(電力、燃費等)
当該製品の消費エネルギーを入力してください。 (200文字以内)
(例) 16W(50Hz/60Hz) など

③ ■オプションの内容(バリエーション、付属品等)
当該製品の明細には含まれてない、補助対象外経費となるオプションの内容を入力してください。 (200文字以内)

④ ■その他スペック
当該製品に関してカタログ情報として掲載したいスペック情報を入力してください。 (200文字以内)

一時保存はできません。入力を中断したい場合は、すべての必須事項に何かしらを入力し「次へ」を押下してください。
「次へ」を押下後、入力内容確認画面で「提出」を押下する前までは、ページを離れてても後日再編集が可能です。

■省力化効果
当該製品を導入することで期待できる省力化効果を入力してください。
(400文字以内)

■省力化効果が出やすい状況や運用等
当該製品を導入することで省力化効果が出やすい状況や運用方法について入力してください。
(400文字以内)

必須

■保守・サポート費用 ※補助対象外
中小企業が製品導入に当たっての目安として参考できるよう、
当該製品の保守・サポート費用を、0以上の半角数値で入力してください。
また、単位についてもプルダウンメニューより選択してください。
→単位：円（税抜）/年、円（税抜）/月、一式（税抜）

必須

■電気代、消耗品費等ランニングコスト ※補助対象外
中小企業が製品導入に当たっての目安として参考できるよう、
当該製品の電気代や消耗品費等ランニングコストを、0以上の半角数値で入力してください。
また、単位についてもプルダウンメニューより選択してください。
→単位：円（税抜）/年、円（税抜）/月、一式（税抜）

必須

■製品画像
当該製品の画像を以下の形式で1ファイルのみ添付してください。
 ファイル名（必須） →製品ごとの「工業会審査管理番号」をファイル名にしてください。
 (例) CT0007-000003.jpg
 ファイル形式（必須） →JPEG形式 (.jpg・.jpeg)
 カラー モード（必須） →RGB形式
 1ファイルあたりの容量（必須） →2MB以下
 画像サイズ（推奨）
 ・解像度：72dpi以上
 ・寸法：500×500pix以上、800×800pix以下
 ・寸法比：1:1、2:1、1:2

必須

■製品の問い合わせ先
 担当部署
 担当メールアドレス
 担当連絡先電話番号（ハイフンなし）
当該製品の問い合わせ先を入力してください。入力された情報はそのままカタログに掲載されますので、各項目ともに間違いないよう入力をお願いいたします。
とくにメールアドレスのスペルミスや担当連絡先電話番号間違いには留意してください。

11

すべての入力が完了したら「次へ」を押下してください。
入力内容確認画面へ遷移します。

5

6

7

8

9

10

11

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All rights Reserved.

一時保存はできません。入力を中断したい場合は、すべての必須事項に何かしらを入力し「次へ」を押下してください。
「次へ」を押下後、入力内容確認画面で「提出」を押下する前までは、ページを離れて後日再編集が可能です。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

カタログ申請情報確認

※印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。

省力化製品審査番号
工業会員登録番号 CT0002-910001

製造事業者情報
法人番号
事業者名：省力化券売機製造事業者株式会社
所在地：千葉県浦安市舞浜1-1
事業者URL：https://www.example.com/kenbaki/company/
事業者区分：製造事業者
製造事業者番号：MK-00001341

所属カテゴリ情報
所属カテゴリ：券売機

省力化製品の情報
省力化製品番号：PD-00001071
製品名（*）：A10-券売機
製品型番（*）：KENTEST-A10-J
タッパネル式券売機
①最大販売品目数100種類以上
②防水アーム搭載
③タッチパネル操作で、手元で売り上げの管理が可能
④QRコード読み取り機能付
⑤別途設置費用かかります

製品の明細（*）
詳細・業務領域
飲食サービス業
請求・支払
顧客対応
注文受付
製品URL（*）：https://www.example.com/kenbaki/product/1/

製品の寸法・大きさ
記入例：(W 100 (W) × D 200 (D) × H 300 (H) mm (実際部を除く)

消費エネルギー（電力、燃費等）
記入例：定格（最大） 0.00W 待機時 0.00W (50/60Hz)
記入例：電源連携：一万円、五千円、二千円、一千円
流量測定器料：一万円×(0.00%、五千円×0.00%)
税込。各項目に勾選しています。

オプション内容（バリエーション・付属品等）
記入例：スクロール、キャッシュレス、リモコン、壁面セット、清掃用品、ハケ、ピンセット、ロール紙、ロール紙供給、ルーター、LANケーブル

その他スペック
記入例：従来の注文方式で従業員が事務に文書を受け付け、提供後に合計を行なう方式が主流ですが、スマート（飲食）機能搭載で無人化判断することで効率化を図り、店舗全体の生産性向上に貢献することができます。

省力化効果
省力化効果
省力化効果がやすい状況や運用等
記入例：従来の注文方式で従業員が事務に文書を受け付け、提供後に合計を行なう方式が主流ですが、スマート（飲食）機能搭載で無人化判断することで効率化を図り、店舗全体の生産性向上に貢献することができます。

金額設定と費用対効果
本補助金における製品
本体の販売小額
（税込購入代金）
850,000 円（税込）
本補助金における製品
本体の販売上価額
425,000 円
導入・設定費用（製造事業者による想定価格）
150,000 円（税込）
導入に要する経費（導入・設定費用）の内容
運送費、設置費用（アンカー固定等）、初期設定費用、取扱説明
（*）

保守・サポート費用
※補助対象外
30,000 円（税込）/年
電気代、消耗品費等ランニングコスト
※補助対象外
200 円（税込）/月

省力化指標の審査結果
詳細・業務領域
飲食サービス業 小規模 通過
飲食サービス業 中規模 通過
飲食サービス業 大規模 通過

製品画像
ifmLTBPkfxv0mrHuse.jpg

製品の問い合わせ先
担当部署：製品事業部営業担当
担当メールアドレス：tarou.tanemoto@alic.co.jp
担当連絡先：09000000000

戻る **提出**

⑫ ■省力化効果
■省力化効果が出やすい状況や運用等
上記の入力内容を確認してください。

⑬ ■保守・サポート費用（必須）※補助対象外
■電気代、消耗品費等ランニングコスト（必須）※補助対象外
■製品画像（必須）
■製品の問い合わせ先（必須）
上記の入力内容および製品画像を確認してください。

⑭ すべての入力内容に間違いがなければ「提出」を押下してください。
「提出」を押下するとカタログ申請登録を行い、提出完了画面へ遷移します。
修正を行いたい場合は「戻る」を押下し、修正を行ってください。

！ご注意ください！

一度「提出」を押下すると、登録申請内容の変更はできません。
登録申請される内容については十分ご確認の上、
「提出」を押下してください。
なお、今後一部の項目については内容の変更を受け付ける予定です。
受付が開始した際に、改めてHP等で公表します。



⑮ 画面遷移後、提出完了の文字が表示されていれば提出は完了です。
提出した製品については製品情報の製品一覧から確認することができます。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト

製造事業者情報 >
製品情報 >
販売事業者招待 >
販売事業者一覧 >

製品のカタログ申請の提出が完了いたしました。

⑮ カタログ申請提出完了

トップページへ

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All rights Reserved.

サイトポリシー 利用規約

製品一覧の表示方法については[こちらのページ（P.46）](#)を参照してください。

中小企業省力化投資補助金 [製造事業者向け](#)

トップページ パスワード変更 ログアウト
製造事業者名：省力化券売機製造事業者株式会社 製品カテゴリ：券売機 申請番号：MK-00001341

製品一覧

カテゴリー：券売機

No.	省力化製品番号	製品名	製品型番	業種	最終更新日	操作
1	PD-00001071	A10-J券売機	KENTEST-A10-J	飲食サービス業	2024/05/18	詳細

検索

総件数 1
カタログ申請ステータス
カタログ申請提出済
ス最終更新日
操作

カタログ申請ステータス
 カタログ申請候集中
 カタログ申請訂正中
 カタログ申請提出済
 カタログ申請取下げ
 カタログ登録完了
 カタログ登録不可
 カタログ登録取消

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All right Reserved.
サイトポリシー・利用規約

■カタログ申請ステータス

カタログ申請ステータスには、下記のステータスがあります。

- 「**カタログ申請編集中**」

→まだカタログ申請が完了していないもの。
初回ログイン時に確認した場合もこのステータスになっています。

- 「**カタログ申請提出済**」

→カタログ申請が完了しているもの。

■操作

- カタログ申請ステータスが「**カタログ申請編集中**」の場合

→「詳細」と「編集」が表示され、「詳細」を押下すると現在の入力内容が確認できます。「編集」を押下すると入力内容の編集ができます。

- カタログ申請ステータスが「**カタログ申請提出済**」の場合

→「詳細」のみ表示され、「詳細」を押下すると提出した申請内容が確認できます。なお、編集はできません。

中小企業省力化投資補助金 [製造事業者向け](#)

トップページ パスワード変更 ログアウト
製造事業者名：省力化券売機製造事業者株式会社 製品カテゴリ：券売機 申請番号：MK-00001341

新着情報

2024.05.22	緊急メンテナンスのお知らせ ・下記日時にメンテナンスが行われます。メンテナンス中はログインができないになりますのでご注意ください。 ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお詫びいたします。 <ログインページ利用停止期間> 2024年5月1日 (水) xx:xx ~ xx:xx ※作業状況により、時間が多少前後する場合がございます。 詳しい内容についてはこちらをご確認ください。
2024.05.21	定期メンテナンスのお知らせ ・下記日時にメンテナンスが行われます。メンテナンス中はログインができないになりますのでご注意ください。

— 製造事業者登録証
[製造事業者登録証](#)

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All right Reserved.
サイトポリシー・利用規約

「**製造事業者情報**」をクリックすると、製品・製造事業者登録申請時の情報が確認できます。

製造事業者登録証をクリックすると、PDF化された製造事業者登録証がダウンロードできます。

中小企業省力化投資補助事業

販売事業者の招待

◆販売事業者の招待とは

本事業において、販売代理店等が販売事業者登録を行う場合、製造事業者による「確認」が必要です。製造事業者の「確認」が終わった後、製造事業者が当該販売代理店を本事業に招待することで、販売代理店は初めて販売事業者登録申請を行うことができるようになります。

製造事業者は登録要領（3－2 販売事業者登録の確認を行う際の要件）をご確認いただき、要件に合致することを確認・同意の上、販売事業者の招待を行ってください。

《販売事業者登録の流れ》

【製造事業者】



【販売事業者】



※販売事業者登録は、製品カテゴリ毎に事業者で1つの登録のみとなります。
(支店等が分かれている場合も事業者内でまとめて1つの登録申請を行ってください。)

◆製造事業者登録要領（3－2 販売事業者登録の確認を行う際の要件）

①販売代理店等が省力化製品に類するサービスを提供・販売した実績を持ち、登録された省力化製品を提供できることを確認すること。

②販売代理店等が、販売事業者の要件及び宣誓事項の要件全てを満たしていることを確認すること。

③販売代理店等に対し、申請マイページ作成、各種申請、及び手続き等における虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は交付決定の取消となる場合があることを説明し同意を得ること。

④販売事業者が虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は、当該事業者の確認を行った製造事業者及びその製造事業者が登録した省力化製品の登録取消となる場合があることについて同意すること。

⑤効果報告において販売事業者に提出が求められる、導入した製品の稼働状況や保守・メンテナンス履歴等のサポート実績の記録を製造事業者が保持している場合は、販売事業者が当該内容を事務局に報告できるよう記録の共有を行うこと。また、その旨の取り決めを両者で行うこと。

販売事業者の招待は「製造事業者ポータル」から行います。販売事業者招待の入力ページまでは以下の1~3の順に進んでください。



1 製造事業者ポータルサイトのトップページにある「販売事業者招待」をクリックすると「宣誓・手引き」のページへ遷移します。



※ 販売事業者の招待にあたっては、手引きや登録要領を必ずご確認の上、招待を行ってください。

2 宣誓事項をすべて確認し、□を入れてください。

3 宣誓事項に□を入れたのち「次へ」を押下してください。
販売事業者招待情報入力画面へ遷移します。

販売事業者の招待に必要な情報を、以下の①～④の順に入力し、内容確認後招待を行ってください。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト

製造事業者名: 省力化券発行製造事業者株式会社 製品カテゴリ: 営業機 申請番号: MK-00001341

販売事業者 招待入力

販売事業者情報

- 法人番号 必須 [入力欄]
- 法人名 必須 [入力欄: 株式会社kennbaiki]
- 製品カテゴリ [入力欄: 営業機]

販売事業者への招待メール情報

- 宛名 必須 [入力欄: 株式会社kennbaiki 営業 花子 様]
「会社名と氏名」をご入力ください。
- 販売事業者担当者メールアドレス 必須 [入力欄: hanako-h@ccc.com]
半角英数
- 販売事業者担当者メールアドレス確認用 [入力欄: hanako-h@ccc.com]
半角英数

製造事業者情報

- 製造事業者名 [入力欄: 省力化券発行製造事業者株式会社]
- 担当者部署 必須 [入力欄: 製品事業部営業担当]
- 担当者氏名 必須 [入力欄: 担当 太郎]
- 担当者氏名カナ 必須 [入力欄: タントウタロウ]
全角カナ
- 担当者電話番号 必須 [入力欄: 09000000000]
半角数字ハイフンなし
- 担当者メールアドレス 必須 [入力欄: tarou.tannou@abc.co.jp]
半角英数
- 担当者メールアドレス確認用 [入力欄: tarou.tannou@abc.co.jp]
半角英数

戻る 次へ

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All right Reserved.
サイトポリシー・利用規約

必須**■販売事業者情報**

- ◇法人番号
- ◇法人名

招待する販売事業者の法人番号を入力し「検索」を押下してください。
該当する法人名が表示されます。

必須**■販売事業者への招待メール情報■**

- ◇宛名（会社名と氏名）
- ◇販売事業者担当者メールアドレス

招待のメールを送付する販売事業者のメール情報を入力してください。
入力されたメールアドレス宛に招待メールが送信されますので、メールアドレスのスペルミスに留意してください。
また、宛名（会社名と氏名）は招待メールの本文に記載されます。

必須**■製造事業者情報**

- ◇担当者部署
- ◇担当者氏名
- ◇担当者氏名カナ（全角）
- ◇担当者電話番号（半角数字ハイフンなし）
- ◇担当者メールアドレス（半角英数）

- ・各項目ともに間違いないよう入力をお願いいたします。
- ・担当者氏名カナは名字と名前の間にスペースを入れず、続けて入力してください。
- ・メールアドレスのスペルミスや電話番号間違いには留意してください。

④

全ての入力が完了したら「次へ」を押下してください。

入力内容確認画面へ遷移します。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト
製造事業者名：省力化券売機製造事業者株式会社 製品カテゴリ：券売機 申請番号：MK-00001341

販売事業者 招待入力内容確認

宣誓事項

⑤ 上記の規約を十分に理解し、販売事業者を招待します。

⑥ 製造事業者情報
法人番号
法人名 株式会社kennbaiki
製品カテゴリ 券売機

⑥ 販売事業者への招待メール情報
宛名 株式会社kennbaiki 販売 花子 様
販売事業者担当者メールアドレス hanako-h@ccc.com

⑥ 製造事業者情報
製造事業者名 省力化券売機製造事業者株式会社
担当部署 製品事業部営業担当
担当者名 担当 太郎
担当者名カナ タンウタロウ
担当者電話番号 09000000000
担当者メールアドレス tarou.tanntou@abc.co.jp

戻る **招待** ⑥

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All right Reserved.
サイトポリシー・利用規約

⑤ すべての入力内容を確認してください。

⑥ すべての入力内容に間違いがなければ「招待」を押下してください。
「招待」を押下すると入力した販売事業者宛に招待メールがシステムより送信され、招待完了画面へ遷移します。

修正を行いたい場合は「戻る」を押下し、修正を行ってください。

⑦ 画面遷移後、招待完了の文字が表示されいれば招待は完了です。

⑧ 招待した販売事業者には下記のようなメールがシステムより送信されます。
※招待メールに記載のURLの有効期限は7日間です※
有効期限が切れた場合は再招待を行うことが可能です。
再招待については[こちらのページ \(P.57\)](#) を参照してください。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト
製造事業者名：省力化券売機製造事業者株式会社 製品カテゴリ：券売機 申請番号：MK-00001341

販売事業者 招待完了

⑦ 販売事業者の招待が完了しました。

トップページへ戻る

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All right Reserved.
サイトポリシー・利用規約

【中小企業省力化投資補助金事務局】販売事業者招待の確認をお願いいたします
<中小企業省力化投資補助金事務局>noreply@shoryokuka.smrj.go.jp
宛先：hanako-h@ccc.com

販売事業者申請番号：000000000000
カテゴリ：券売機
株式会社kennbaiki 販売 花子 様

製造事業者より、貴社が販売事業者として招待されました。
登録製造事業者：省力化券売機製造事業者株式会社

販売事業者ポータルへログインしたのち、内容の確認をお願いいたします。
販売事業者ポータル：<https://shoryokuka.xx.xx.jp/> ポータルのURL ←**招待URL**

※本メールは送信専用のため、ご返信いただきましてもご対応致しかねますのでご了承ください。

=====
中小企業省力化投資補助金事務局
=====
【お問い合わせ先】
中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
TEL : 0570-099-660
[IP電話専用回線] 03-4335-7595
受付時間 9:30~17:30 (土・日・祝除く)
※電話番号はお間違いないようお願いいたします。
ホームページ：<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>
=====

招待した販売事業者は「製造事業者ポータル」の「販売事業者一覧」から確認することができます。



中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

新着情報

2024.05.22 緊急メンテナンスのお知らせ
・下記日時にメンテナンスが行われます。メンテナンス中はログインができないになりますのでご注意ください。
ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお願いいたします。
<ログインページ利用停止期間>
2024年x月x日 (x) xxxx～xxxx
※作業状況により、時間が多少前後する場合がございます。

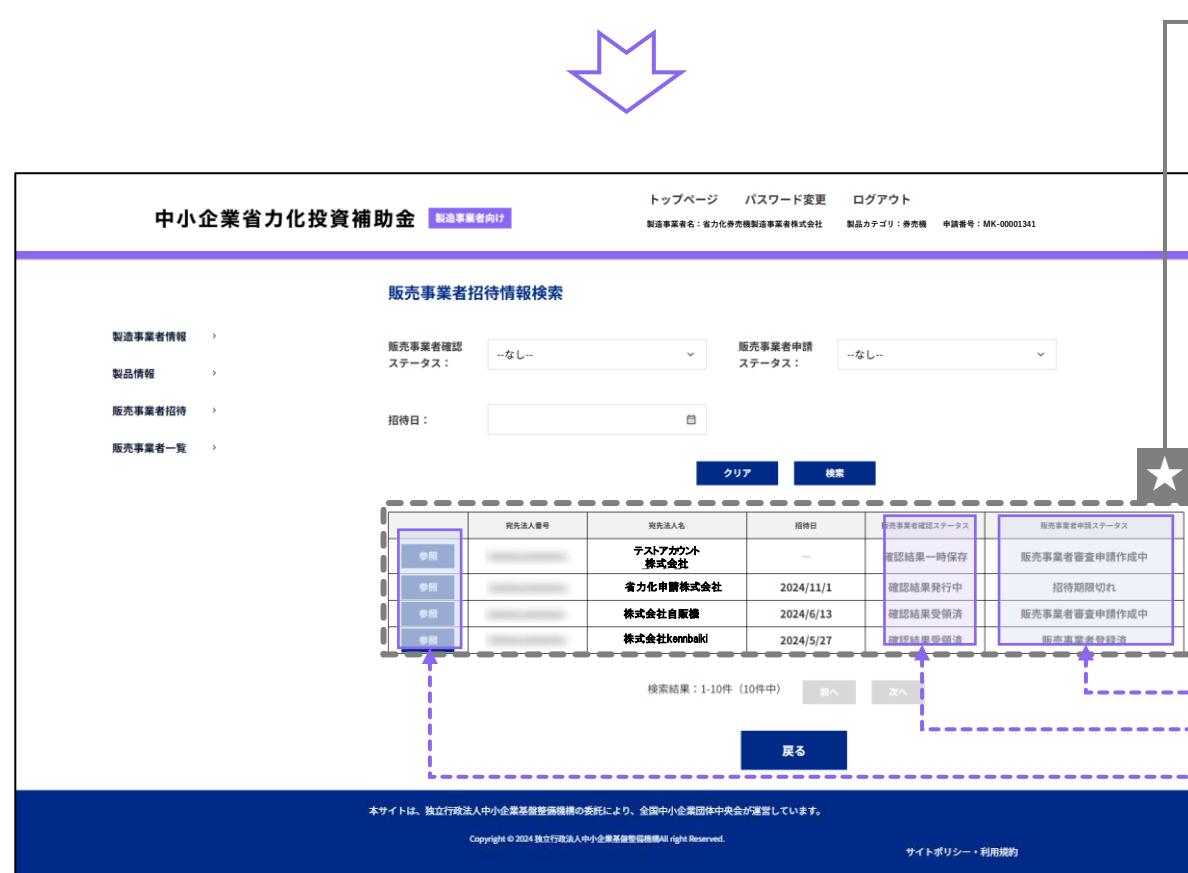
2024.05.21 定期メンテナンスのお知らせ
・下記日時にメンテナンスが行われます。メンテナンス中はログインができないになりますのでご注意ください。

— 製造事業者登録証

製造事業者登録証

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All right Reserved.
サイトポリシー・利用規約

★ 製造事業者ポータルサイトのトップページにある「販売事業者一覧」をクリックすると「販売事業者情報検索」のページへ遷移します。



中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

販売事業者招待情報検索

製造事業者情報
販売事業者確認
販売事業者招待
販売事業者一覧

販売事業者確認
ステータス：なし
販売事業者申請
ステータス：なし
招待日：
クリア 検索

宛先法人名	宛先法人名	招待日	販売事業者確認ステータス	販売事業者申請ステータス
テストアカウント株式会社	～	2024/11/1	確認結果一時保存	販売事業者審査申請作成中
省力化申請株式会社	～	2024/6/13	確認結果発行中	招待期限切れ
株式会社自販機	～	2024/5/27	確認結果受領済	販売事業者審査申請作成中
株式会社kenbaki	～	～	確認結果受領済	販売事業者登録済

検索結果：1-10件 (10件中) 前へ 次へ 戻る

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All right Reserved.
サイトポリシー・利用規約

★ 「検索」のすぐ下のエリアに招待した販売事業者一覧が表示されます。
10件以上ある場合は「次へ」を押下して確認してください。
そのほか、ステータス等で絞って検索することもできます。

■販売事業者申請ステータス

- ◇ 「招待済」
→販売事業者が製造事業者から招待を受けた直後の状態
- ◇ 「販売事業者審査申請作成中」
→招待を受けた販売事業者が申請を作成している状態
- ◇ 「販売事業者登録済」
→申請が完了し販売事業者として登録されている状態
- ◇ 「招待期限切れ」
→販売事業者宛の招待メールに記載されたURLの有効期限が切れた状態

■販売事業者確認ステータス

- ◇ 「確認結果一時保存」
→まだ招待を行っていない状態
- ◇ 「確認結果発行中」
→製造事業者が販売事業者を招待した直後の状態
- ◇ 「確認結果受領済」
→販売事業者が招待を受け取った状態

■参照

参照を押下すると、各販売事業者の詳細を確認できます。

招待した販売事業者宛の招待メールに記載されているURLの有効期限が切れた場合の再招待も「販売事業者一覧」から行います。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト

製造事業者名: 省力化券売機製造事業者株式会社 製品カテゴリ: 券売機 申請番号: MK-00001341

販売事業者情報検索 B

販売事業者確認ステータス: なし 販売事業者申請ステータス: なし

招待日: [クリア] [検索]

	宛先法人番号	宛先法人名	招待日	販売事業者確認ステータス	販売事業者申請ステータス
<small>参照</small>		テストアカウント 株式会社	—	確認結果一時保存	販売事業者審査申請作成中
<small>参照</small>		省力化申請株式会社	2024/10/1	確認結果待行中	<small>招待期限切れ</small>
<small>参照</small>		株式会社自販機	2024/6/13	確認結果受領済	販売事業者審査申請作成中
<small>参照</small>		株式会社kenbaiki	2024/5/27	確認結果受領済	販売事業者登録済

検索結果: 1-10件 (10件中) [前へ] [次へ]

[戻る]

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All right reserved.
サイトポリシー・利用規約

A 製造事業者ポータルサイトのトップページにある「販売事業者一覧」をクリックし、「販売事業者情報検索」のページへ遷移してください。
※販売事業者の検索方法は前ページを参照してください。

C 表示されている販売事業者ステータスが「招待期限切れ」になっている販売事業者の「参照」を押し、「販売事業者招待情報詳細」のページへ遷移してください。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト

製造事業者名: 省力化券売機製造事業者株式会社 製品カテゴリ: 券売機 申請番号: MK-00001341

宣誓事項

販売事業者は、自身が製造する省力化製品を販売する販売代理店等に対して販売事業者登録を行わせる際、以下の要件を満たす必要がある。
 ①販売代理店等が省力化製品に関するサービスを提供し、販売した実績を持ち、登録された省力化製品を提供できることを確認すること。
 ②販売代理店等が、販売事業者の要件及び宣誓事項の要件全てを満たしていることを確認すること。
 ③販売代理店等に対し、申請マイページ作成、各種申請、及び手続き等における虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は交付決定の取消となる場合があることを説明し同意を得ること。
 ④販売事業者が虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は、当該事業者の確認を行った製造事業者及びその製造事業者が登録した省力化製品の登録取消となる場合があることを同意すること。
 ⑤効果報告において販売事業者に提出が求められる、導入した製品の稼働状況や保守・メンテナンス履歴等のサポート実績の記録を製造事業者が保持している場合は、販売事業者が当該内容を事務局に報告できるよう記録の共有を行うこと。また、その旨の取り決めを両者で行うこと。

上記の規約を十分に理解し、販売事業者を招待します。

販売事業者情報

法人番号:

法人名: 省力化申請株式会社

担当者電話番号: 09000000000

担当者メールアドレス: eryka_tantou@bbb.com

[戻る] [削除] D [再招待]

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All right reserved.
サイトポリシー・利用規約

D 招待情報詳細ページの下部にある「再招待」を押下してください。
押下すると再招待を行い、再度招待メールがシステムから該当の販売事業者のメールアドレス宛に送信されます。

※招待メールに記載のURLの有効期限は7日間です※

中小企業省力化投資補助事業

改訂履歷

No	改訂日	改訂箇所
一	2024年5月23日	本手引きの公開
1	2024年6月25日	<p>1. 補助事業の概要 1-2 【中小企業省力化投資補助金】事業全体の流れ 1-3 製品・製造事業者登録の流れ</p> <p>2. 製品・製造事業者の登録 2-1 製品登録要件 2-4 本事業における省力化製品本体価格について</p> <p>3. 提出書類 3-1 提出書類一覧</p> <p>4. 申請書の記入方法 4-1 ①製品審査申請書（工業会用）入力の仕方 4-2 ②製品審査申請書（事務局用）入力の仕方 4-3 ③納品実績報告書 入力の仕方 4-4 ④省力化製品製造事業者登録申請書 入力の仕方</p> <p>5. カタログ申請方法：カタログ申請方法の章を追加</p> <p>6. 販売事業者の招待 6-2～6-5 販売事業者の招待を追加</p> <p>7. 改訂履歴：改訂履歴の章を追加</p>
2	2024年8月9日	<p>2. 製品・製造事業者の登録 2-4 本事業における省力化製品本体価格について</p> <p>4. 申請書の記入方法 4-2 ②製品審査申請書（事務局用）入力の仕方</p>
3	2024年8月30日	<p>2. 製品・製造事業者の登録 2-1 製品登録要件〈納品実績必要件数、サポート体制に関する事項〉</p> <p>3. 提出書類 3-1 提出書類一覧、提出書類 製造事業者の書類〈サポート体制に関する事項〉 3-4 提出書類 製造事業者の書類〈8.保守・サポートが分かる資料〉</p> <p>4. 申請書の記入方法 4-1 ①製品審査申請書（工業会用）入力の仕方〈納品実績の必要件数〉 4-2 ②製品審査申請書（事務局用）入力の仕方〈サポート体制に関する事項、宣誓事項〉 4-3 ③納品実績報告書 入力の仕方〈納品実績必要件数〉 4-4 ④省力化製品製造事業者登録申請書 入力の仕方〈サポート体制に関する事項〉</p>

No	改訂日	改訂箇所
4	2024年10月3日	<p>1. 補助事業の概要 1-1 本事業の概要</p> <p>2. 製品・製造事業者の登録 2-1 製品登録要件 2-3 省力化製品の登録単位について 2-4 本事業における省力化製品本体価格について 2-6 製品の置き換えについて（追加）</p> <p>4. 申請書の記入方法 4-1 ①製品審査申請書（工業会用）入力の仕方 4-2 ②製品審査申請書（事務局用）入力の仕方 4-3 ③納品実績報告書 入力の仕方 4-4 ④省力化製品製造事業者登録申請書 入力の仕方</p>
5	2024年11月1日	<p>2. 製品・製造事業者の登録 2-1 製品登録要件 2-3 省力化製品の登録単位について（「製品登録に関する付属品についての確認事項」を追加） 2-6 製品の置き換えについて</p> <p>3. 提出書類 3-2 提出書類 追加で提出を求める場合がある書類</p> <p>4. 申請書の記入方法 4-1 ①製品審査申請書（工業会用）入力の仕方 4-2 ②製品審査申請書（事務局用）入力の仕方</p>
6	2024年11月20日	<p>6. 販売事業者の招待 6-4 販売事業者の招待 招待の仕方《招待完了》 6-6 販売事業者の招待 再招待（追加）</p>
7	2024年12月2日	<p>4. 申請書の記入方法 4-5 省力化製品製造事業者登録申請書 よくある不備例（追加）</p>

中小企業省力化投資補助事業

お問い合わせ

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

お問い合わせの際は、予めページの掲載資料やよくある質問を確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

※通話料がかかります

IP電話等からの
お問い合わせ先

03-4335-7595

お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

中小企業省力化補助金ホームページ

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

よくあるご質問

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/faq/>